

第3次 南島原市 男女共同参画計画



ハーモニー プラン



第3次 南島原市男女共同参画計画 ～ハーモニープラン～

平成30年3月発行

発行 南島原市
編集 南島原市市民生活部市民サービス課 人権・男女共同参画班
南島原市西有家町里坊96番地2
TEL 0957-73-6600 (代表)

Contents

男女共同参画社会の実現をめざして 2

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 6

2 計画の性格と役割（位置づけ） 7

3 計画の期間 7

4 男女共同参画をめぐる社会の変化 7

5 社会環境の変化 9

6 第2次計画の評価と今後の課題 13

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と本市が目指す姿 18

2 計画の体系 20

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進 24

 施策の方向性 1 全市的展開による広報・啓発の推進 25

 施策の方向性 2 学校教育における啓発の推進 27

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進 28

 施策の方向性 1 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し 31

 施策の方向性 2 子育てと介護の支援の充実 32

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍 34

 施策の方向性 1 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 36

 施策の方向性 2 農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進 37

 施策の方向性 3 女性の就労支援 38

 施策の方向性 4 地域づくりへの女性の参画推進 38

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現 40

 施策の方向性 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 42

 施策の方向性 2 生涯にわたる健康支援 43

 施策の方向性 3 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 44

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理（PDCA マネジメントシステムの構築） 48

2 推進体制の整備 48

3 事業者や関係団体等との連携強化 49

参考資料 51

男女共同参画社会の実現をめざして

人口減少、急速な少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国においては、女性の能力を十分に発揮することが、持続可能な経済成長に不可欠として、成長戦略の中核と位置づけ、さまざまな取り組みが進められています。また地域において、男女が性別に関係なく、あらゆる場面で、能力を発揮できるよう、男女共同参画社会づくりを、その地域の実情に応じて進めていくことが、今まで以上に求められています。

南島原市では、「これからも住み続けたい 住んでみたいまち」を目指して、一人ひとりの“しあわせ”を尊重し、多様性を大事にしながら、市民と行政と一緒に未来へ歩いていくことを、新たなまちづくりの指針として取り組むことといたしました。

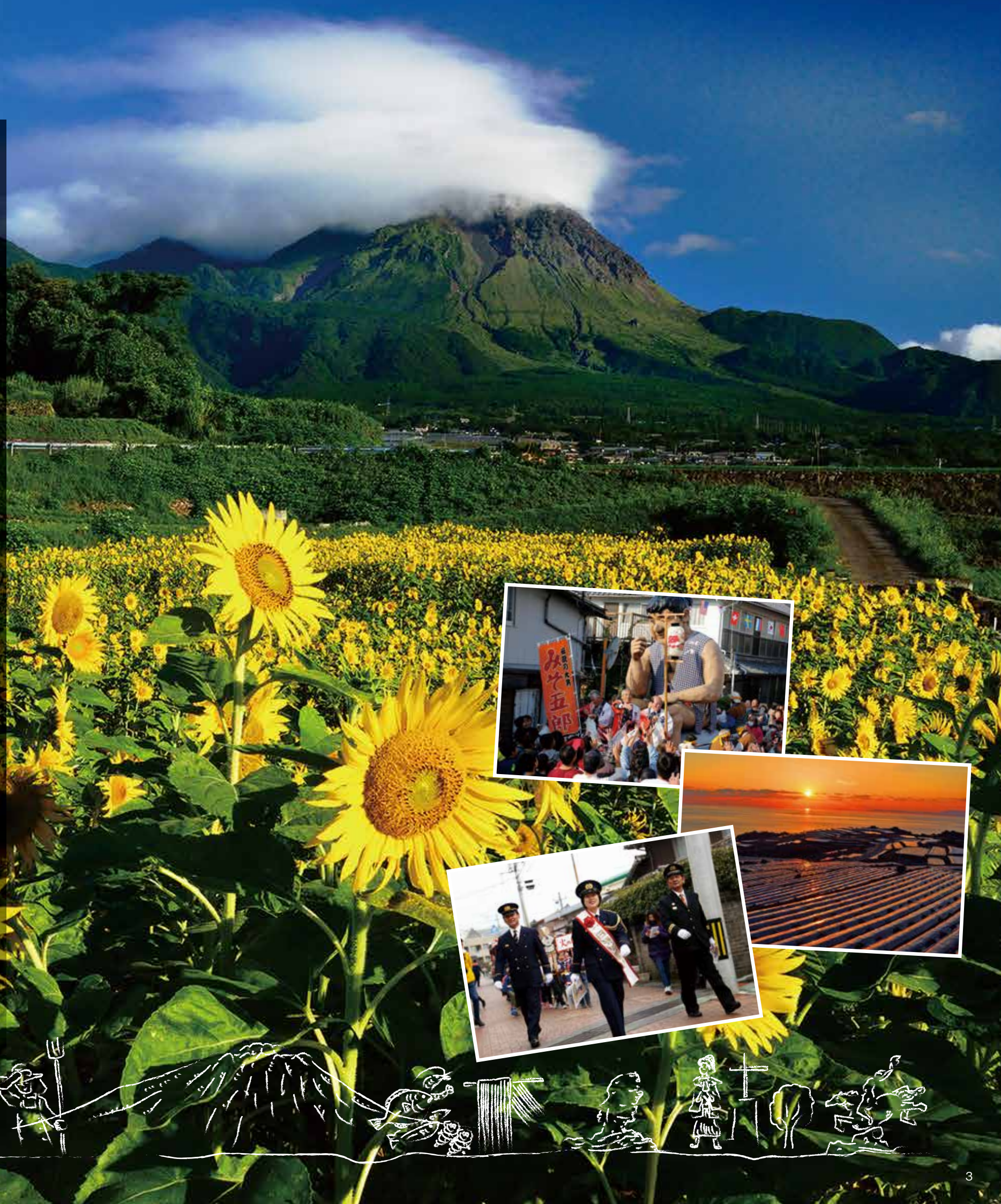
このような中、平成25年3月に策定した「第2次南島原市男女共同参画計画」の終期を迎えるにあたり、これまでの取り組みを引き続き推進しつつ、新たな課題や市民のニーズに対応しながら、男女共同参画社会づくりを一層進めていくため、「**第3次南島原市男女共同参画計画 ～ハーモニープラン～**」を策定いたしました。

新たな計画では、「**男女に育てよう 笑顔あふれる 南島原**」を基本理念として、男性も女性も、互いに社会の対等な構成員として、個性を尊重し、認め合い、ともに協力し、従来の固定的な役割分担にとらわれず活き活きと活動し、みんなの笑顔があふれる社会を育てていこうという想いが込められています。

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより、事業者、関係団体、そして市民の皆様一人おひとりが、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。どうか本計画の推進について、ご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、南島原市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力くださった皆様や関係各位から、貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成30年3月
南島原市長 松本 政博

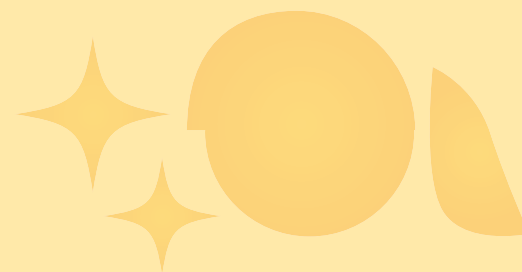
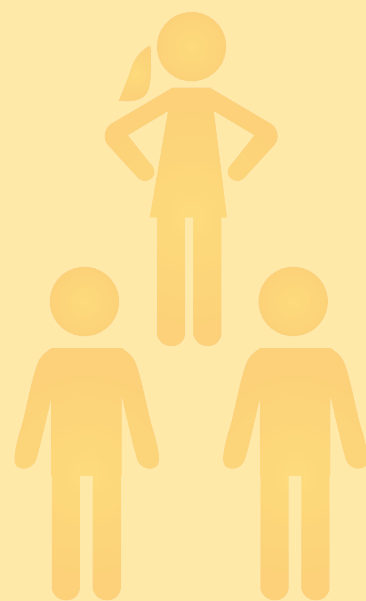
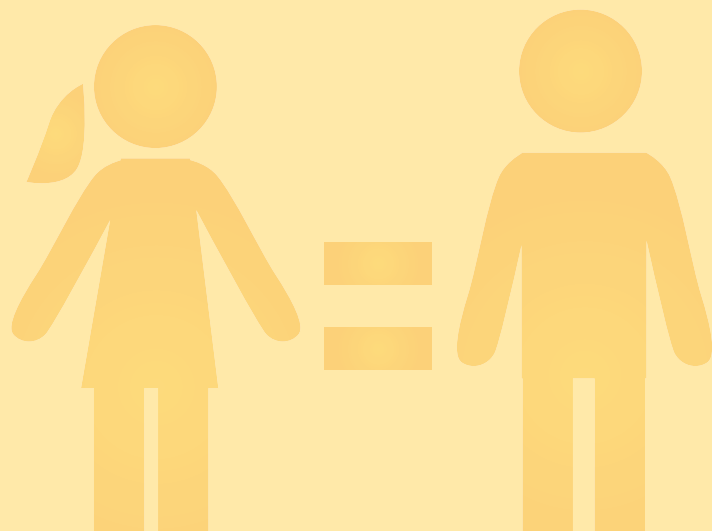




第1章

計画の 策定にあたって

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の性格と役割（位置づけ）	7
3	計画の期間	7
4	男女共同参画をめぐる社会の変化	7
5	社会環境の変化	9
6	第2次計画の評価と今後の課題	13



1 計画策定の趣旨

女性の能力が十分に発揮できる社会づくりが目指されています。

男女共同参画社会基本法が平成11年6月に施行されて約20年が経とうとしています。

国では平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画が策定されました。この計画では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍など12の重点分野が掲げられ、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、基本的方向と具体的取り組みが示されています。

また、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成38（2026）年3月31日までの時限立法）が成立しました。これは、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが最重要課題であることを物語っています。

長崎県においても、国の動向を踏まえつつ、平成28年3月に「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」が策定され、男女がともに働きやすい環境づくりや女性の登用促進、女性の就労支援や人材育成など、女性活躍推進に向けた取り組みの強化が進められています。

南島原市は、社会全体の風潮や市民ニーズを踏まえ、新しい計画を策定します。

こうした中、南島原市（以下「本市」という。）では、平成25年3月に「第2次南島原市男女共同参画計画」を策定し、「夢と希望のまち 笑顔輝く みなみしまばら」の実現を目指して、様々な施策を講じてきました。

「第3次南島原市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）は、本市における男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの実効性をより高めるとともに、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、これまでの計画の進捗状況や市民ニーズに対応しながら、男女共同参画を推進していくための指針となる計画として策定するものです。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

2 計画の性格と役割（位置づけ）

1 男女共同参画社会基本法に基づく計画

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画です。

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく計画

本計画の基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲの部分は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市の推進計画です。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく計画

本計画の基本目標Ⅳの「配偶者からの暴力（DV）防止対策の推進」に関する部分は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市の推進計画です。

4 男女共同参画に関する市の総合的な計画

本計画は、南島原市総合計画を上位計画とする部門別計画として、他の部門別計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進するための様々な分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的にまとめたものです。

5 市民協働で実現を目指す計画

本計画は、市民、事業者、関係団体、行政が協働で取り組む施策を示したものです。

3 計画の期間

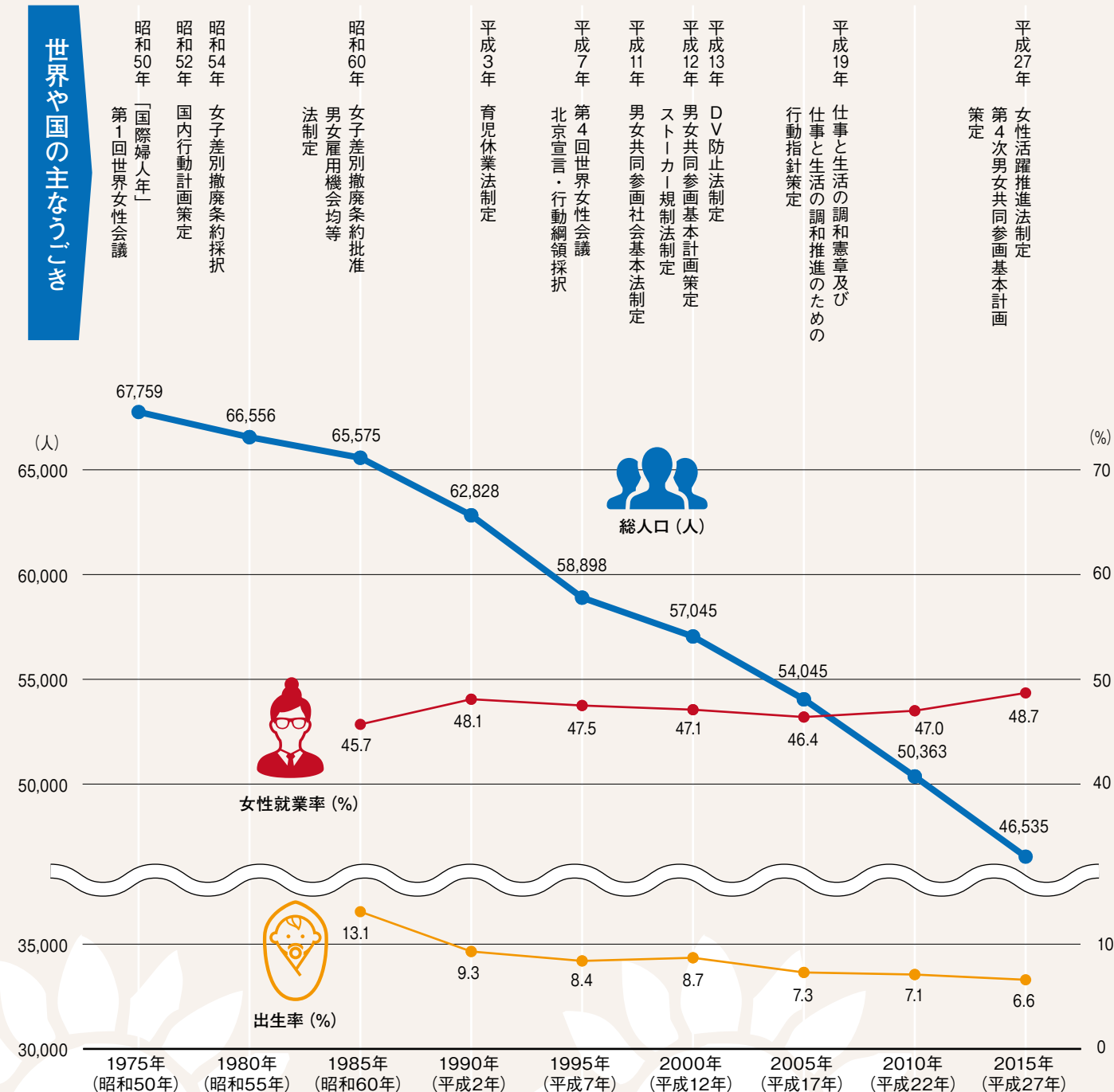
計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

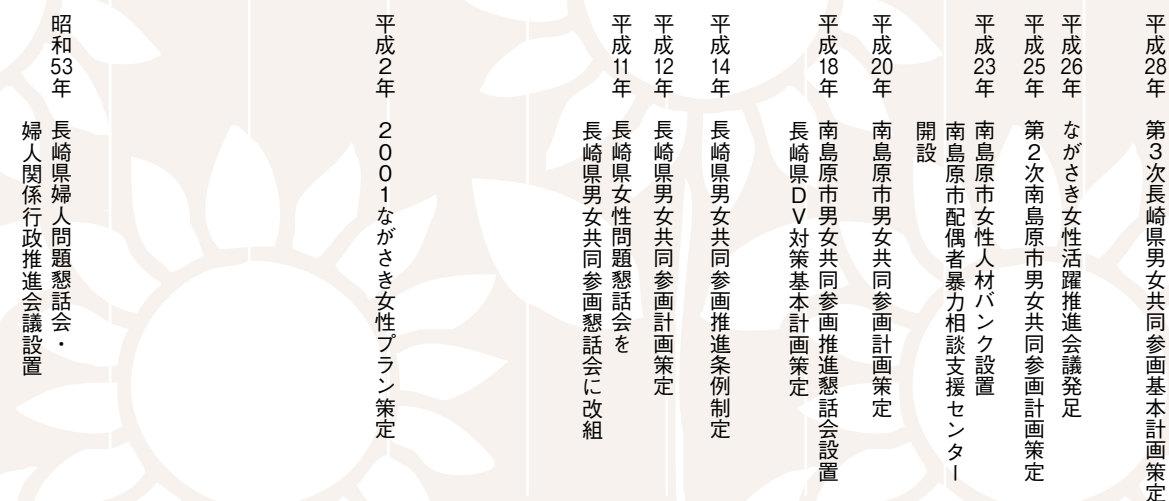
4 男女共同参画をめぐる社会の変化

これまで、国内外において、女性の地位向上に関する運動や男女共同参画推進に関する取り組みが進められ、長崎県および本市においても男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。これらの取り組みを本市の総人口・出生率・女性就業率の動態とあわせて年表で表すと次のようになります。

世界や国の主なつぎ



県や本市の主なつぎ



5 社会環境の変化

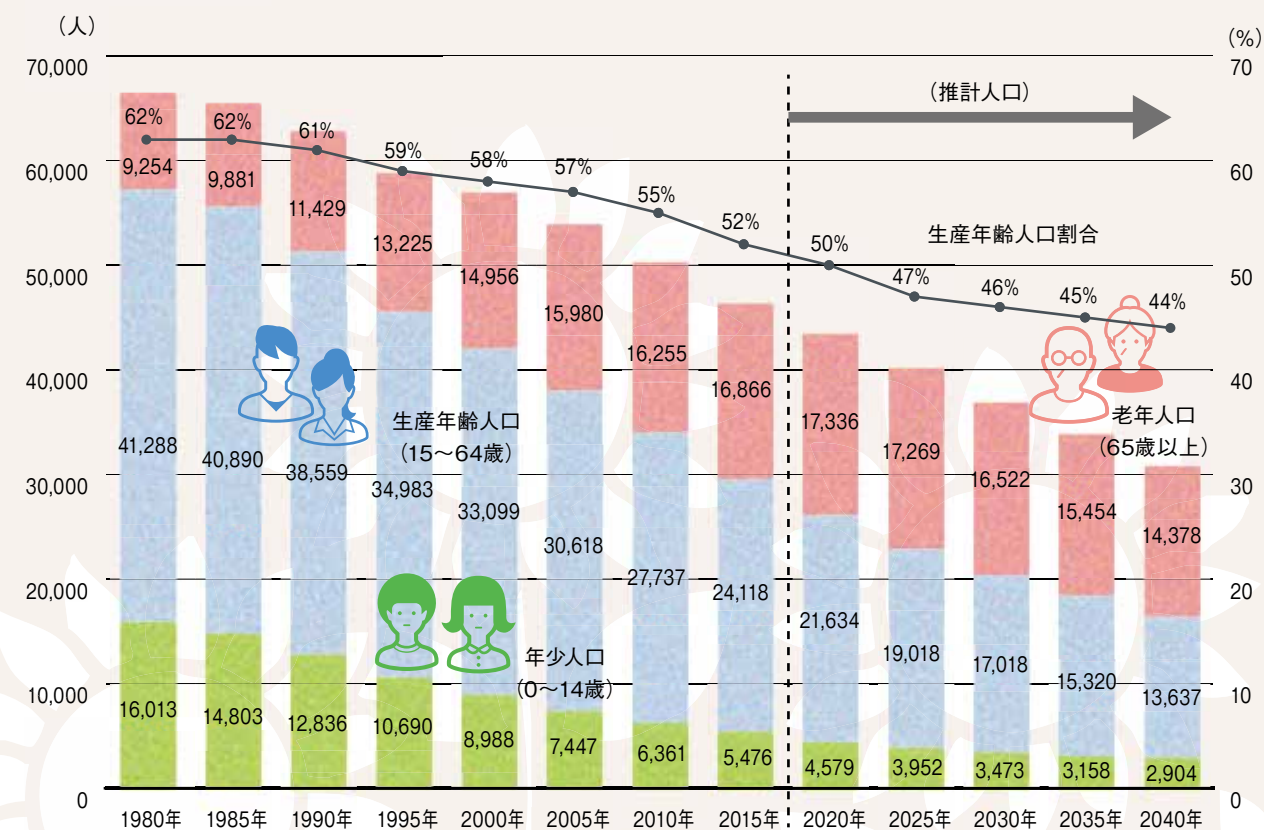
(1)人口減少と少子高齢化の進展

本市の人口は1980 (昭和55) 年以降減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年には総人口が4万人を割り込む見通しとなっています。また、2015 (平成27) 年の国勢調査によると、1980 (昭和55) 年時と比べて、老年人口が約2倍となっている一方、年少人口は約3分の1となっており、少子高齢化が確実に進んでいることがわかります。このため、生産年齢人口の割合についても、2025年には総人口の50%を割り込み、2035年には老年人口が生産年齢人口を逆転する見込みとなっています。

このように、人口減少や少子高齢化が進む中では、女性や高齢者など多様な主体が経済活動や地域活動などに参画していくことが重要となってきます。

国においては、少子高齢化、人口減少という構造的課題に直面する中、「女性の力」が十分に発揮されうる環境を整備していくことが不可欠として、平成28年に女性活躍推進法を全面施行し、女性活躍の機運が高まっています。

●本市の人口構成と生産年齢人口の割合



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 女性が職業を持つことに対する変化

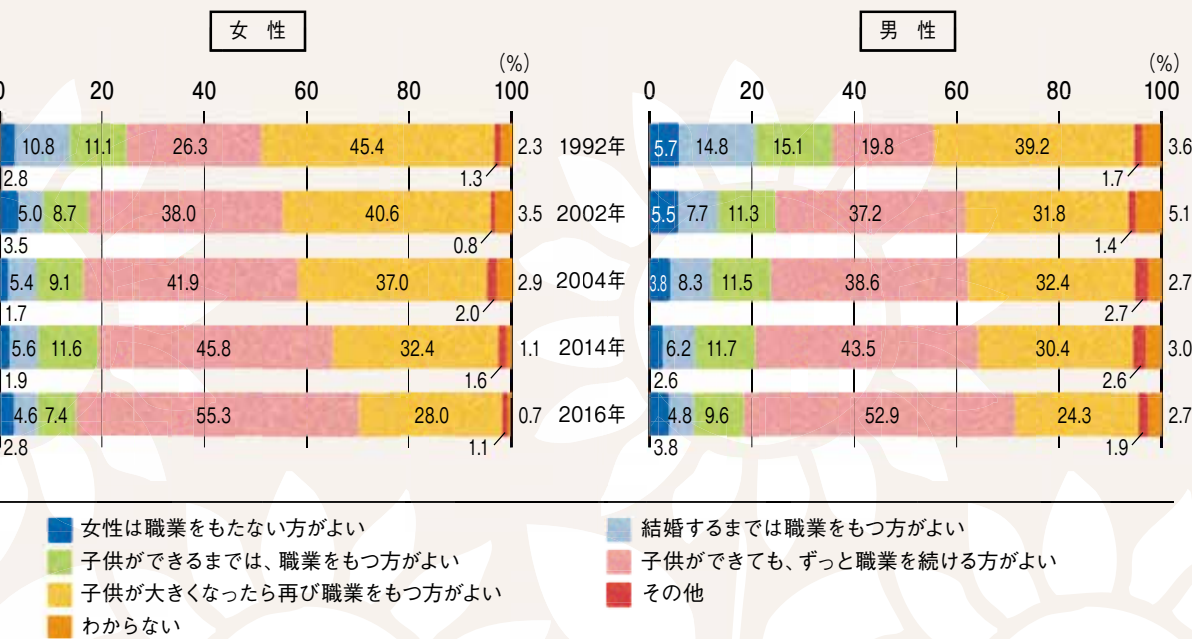
人口減少と少子高齢化の進展とともに、女性の社会参画に向けた動きが進む中、女性が職業を持つことに対する意識も変化してきています。内閣府の世論調査によると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合は男女ともに減少する一方、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加してきており、2016（平成28）年には「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに50%を上回りました。

一方、本市のアンケート結果では、男女ともに「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が最も高く、次いで「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が高くなっています。

また、本市における女性の年齢段階別労働力率についてみると、25～29歳、30～34歳の出産・子育て期に離職する女性が多いことにより形成されるM字カーブの底が徐々に上昇し、台形の形に近づきつつあります。この状況の背景としては、全国的にも女性が職業を持つことに対する意識に一定の変化があり、仕事と育児などを両立する女性が増えつつあることも考えられますが、未婚者の労働力人口が徐々に増加してきていることなども要因の一つと考えられます。

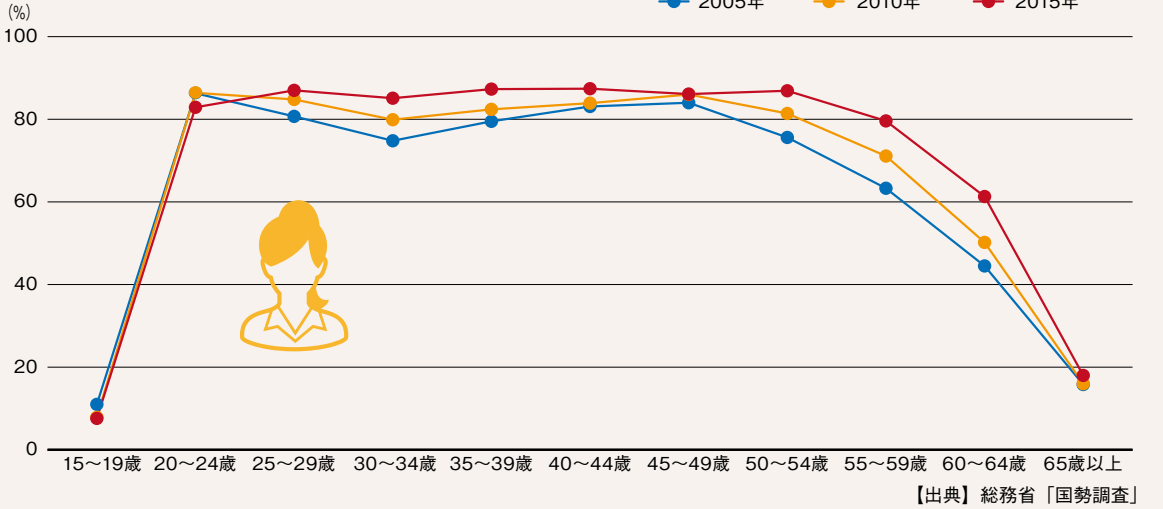
このように、女性のライフスタイルも変化し多様化する中、育児や介護を行う人や未婚者などあらゆる女性が性別による障壁がなく自らの意思を持って社会で活躍することができるよう、性別による固定的な役割分担意識の変革や家事・育児・介護の負担軽減など、様々な面から男女共同参画の環境整備を考えていく必要があります。

●女性が職業を持つことについての考え方（全国）



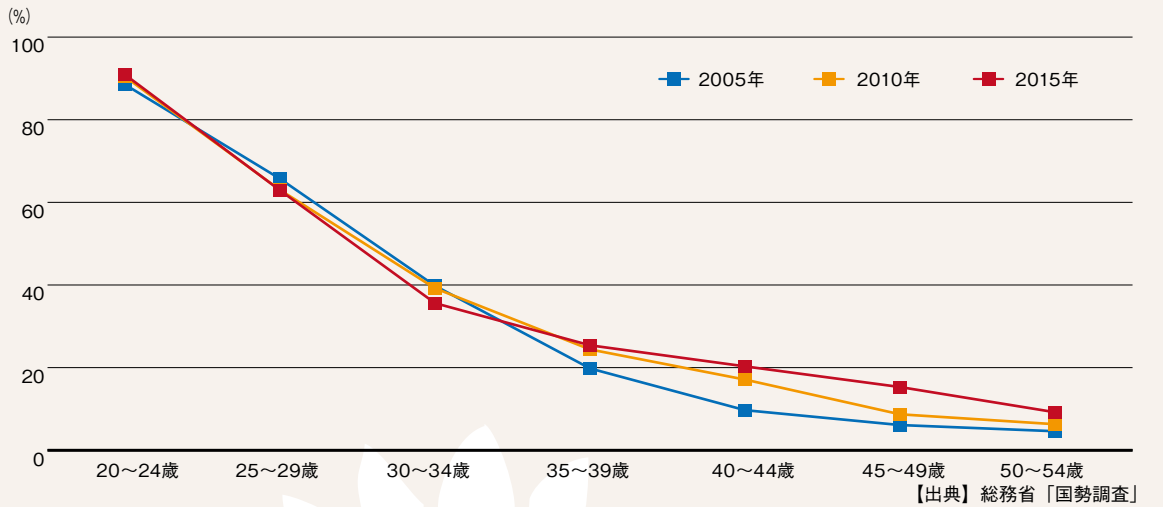
【出典】内閣府「男女共同参画白書平成29年版」

●本市の年齢段階別女性労働力率



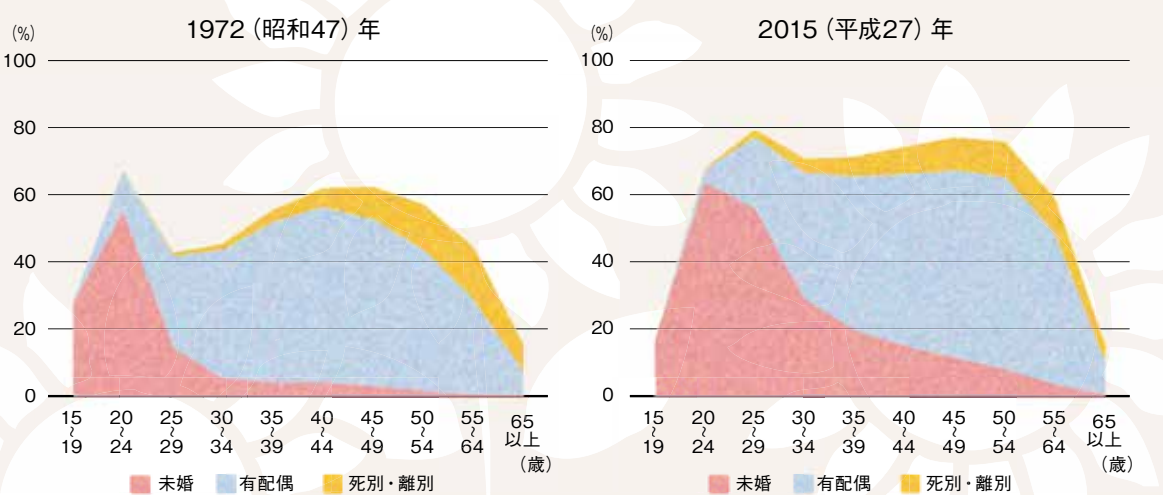
【出典】総務省「国勢調査」

●本市の女性労働力人口における未婚者の割合（※離別及び死別を除く）



【出典】総務省「国勢調査」

●女性の配偶関係別・年齢階級別労働力率（全国）



【出典】内閣府「男女共同参画白書 平成28年版」

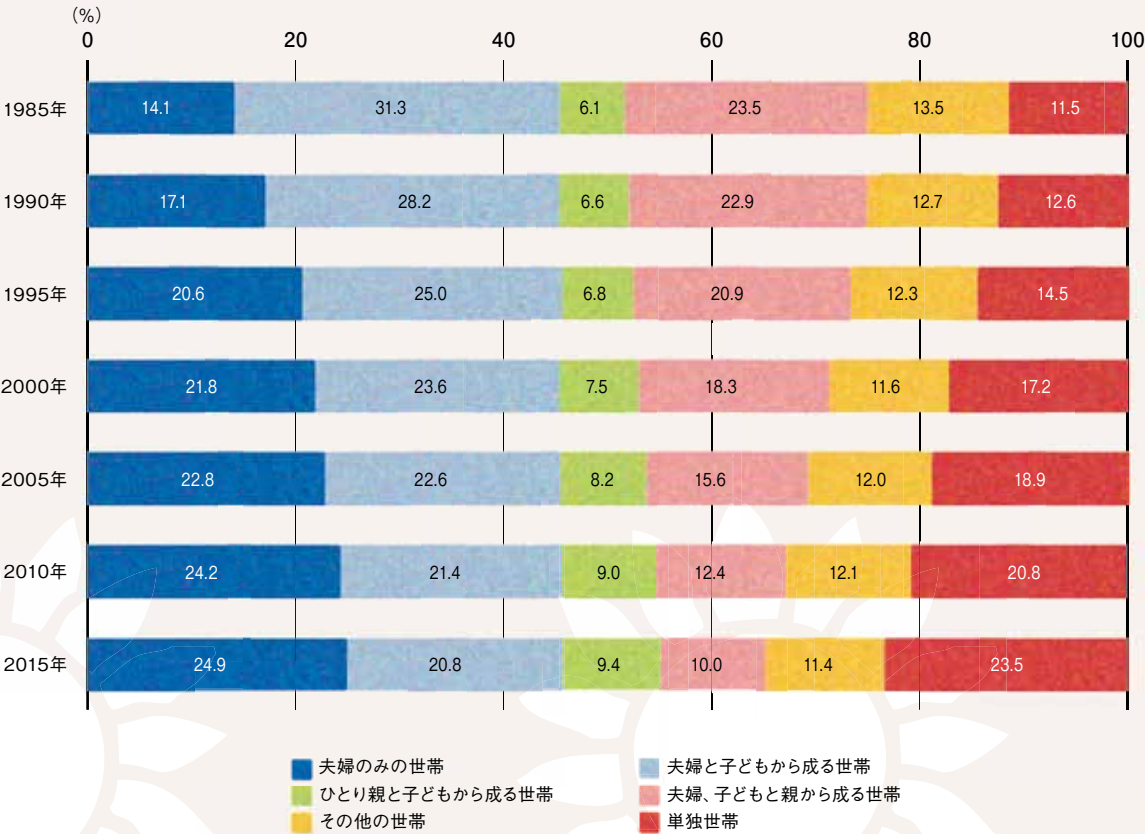
(3)世帯構造の変化

家族類型別の世帯の割合をみると、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」が増加を続けており、2000（平成12）年まで最も多かった「夫婦と子どもから成る世帯」を上回っています。これらの背景としては、高齢化による高齢者のみの世帯増加や未婚率の上昇による単独世帯の増加が考えられます。

また、「ひとり親と子どもから成る世帯」も徐々に増加しています。

このように、増加している高齢者世帯やひとり親世帯にある人が、生活困難に陥ることなく安全・安心に暮らせるよう、就業や生活のサポートを考慮していく必要があります。

●本市の世帯の家族類型



【出典】総務省「国勢調査」

6 第2次計画の評価と今後の課題

平成25年3月に策定した第2次南島原市男女共同参画計画では、「夢と希望のまち 笑顔輝くみなみしまばら」を基本理念に、10の政策目標と、26の具体的な施策に基づき、達成すべき数値目標を設定しながら進捗管理を行ってきました。また、第5期南島原市男女共同参画推進懇話会において、計画の進捗状況を確認し、その進捗や各施策について課題の検討を重ねてきました。

各政策目標別の取り組み状況と課題は次のとおりです。

政策目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

わかりやすい広報・啓発活動として、講演会を2年に1回、啓発講座を毎年開催してきました。また、ホームページを通じた情報発信や、広報・刊行物における男女共同参画の視点の取り入れなどに努めてきました。

講演会や講座の開催数は計画どおり進みましたが、参加者の固定化や減少傾向もみられるため、今後は、内容や周知方法の工夫が一層重要となります。特にイベントなどでの男性の参加率が低く改善に向けた取り組みが必要です。

政策目標2 学校教育・生涯学習における啓発推進

各学校と連携し、教職員への人権研修やキャリア教育のほか、性教育や人権・DVに関する教育を推進してきました。また、生涯学習においては、女性講座（公民館講座）など各種講座を開催しています。

学校教育に関する取り組みについては、全体的に計画どおり進捗していますが、生涯学習における市政出前講座メニューの活用促進や、各種講座の開催日の工夫が必要となっています。

政策目標3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

市が設置する審議会等への女性登用の促進や市における女性管理職の登用に努めてきました。また、広くあらゆる分野で活躍している女性の積極的な採用・登用を促進するため、女性人材バンクを設立し、周知活動を行ってきました。

成果指標である審議会等への女性登用率、市職員の女性管理職の登用率とも、目標を達成していません。関係各課への理解の促進や情報発信、能力向上に向けた取り組みなど、総合的な取り組みの強化が必要です。また、女性人材バンクからの登用については成果指標を達成するなど一定の効果は見られましたが、認知度の向上に向けた取り組みが必要です。

政策目標4 女性人材の育成と人材情報の提供

女性力を高める講座の開催のほか、女性人材発掘や女性人材バンクを活用した情報提供に努めてきました。

成果指標である講座開催数は目標を達成できましたが、参加者数が少ない講座があるなど、開催日や周知方法などの改善が必要です。また、女性人材バンク登録者数は目標を達成できておらず、口コミでの勧誘やSNSを利用した情報発信など、新しい視点での取り組みが必要となっています。

政策目標5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援

本市の農業、水産業、商工業等は家族経営や小規模事業者が多いという特徴を持っています。こうした中、経営が家族の話し合いと男女の共同参画により充実・成長していくために「家族経営協定」の締結を進めています。また、女性リーダー育成をめざし、女性農業者として活躍されている講師による研修会の開催などに努めてきました。

成果指標である家族経営協定締結数、農林漁業体験民泊受入件数、商工会女性部研修会開催回数は目標を達成しましたが、女性農業者研修会の開催回数は目標を達成できていません。また、参加者の固定化もみられることから、開催内容の工夫などに努める必要があります。

政策目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に向け、講座の開催や広報紙等での情報発信に努めてきました。また、家庭における男女共同参画に向けた広報・周知、更には、多様な働き方ができる環境づくりに向けた取り組みを進めてきました。

成果指標は概ね計画通り達成していますが、講演会・セミナー参加者の固定化の改善に向けた開催内容や開催日の工夫が必要です。また、仕事と家庭の両立を支える認可保育所数が目標に対し不足しているなど、関係機関との連携強化が求められています。

政策目標7 地域における男女共同参画の推進

地域社会における男女共同参画の推進に向け、固定的役割意識の解消に向けた広報・啓発活動に取り組んできました。

関係する講演会やイベントを開催していますが、参加者の固定化や減少が進んでいます。また、開催を担うスタッフ不足など構造的な課題も抱えています。こうした状況もあり、市民アンケート調査では未だに固定的役割分担意識が高い結果もみられており、今後、改善に向けた意識啓発などに一層取り組んでいく必要があります。

政策目標8 男女間における暴力の根絶

DV対策として、配偶者暴力相談支援センターでのきめ細かな相談対応に努めるほか、DVや児童虐待防止に向けた啓発活動や発見した場合の迅速かつ的確な対応を推進しています。

様々な取り組みを行っていますが、市民アンケート結果では、10%前後の市民が何らかのDVを経験しているなど、未だに撲滅にはつながっていないのが現状です。今後は、一層の意識啓発とともに、相談体制の強化や早期発見・対応の強化などを関係機関とともに強化していく必要があります。

政策目標9 生涯を通じた健康支援

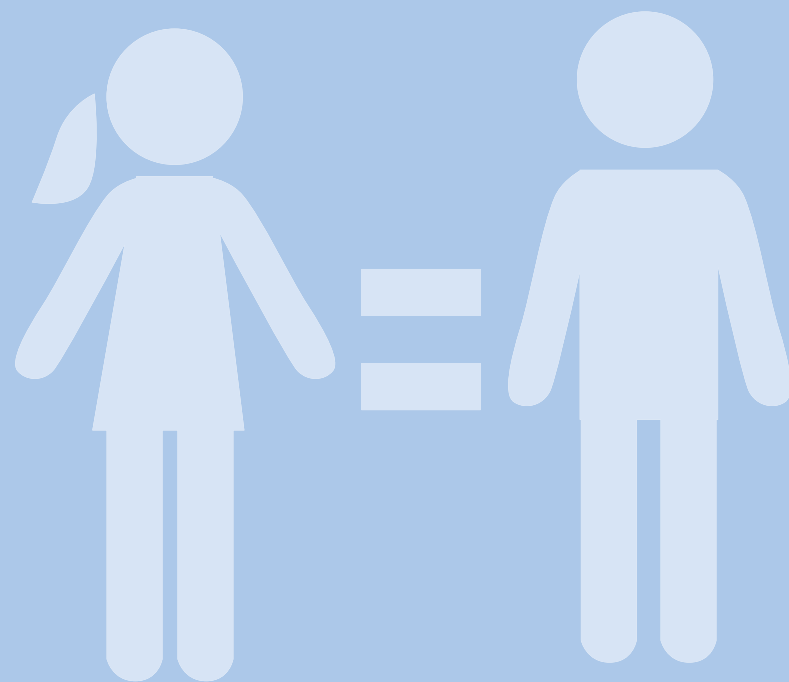
各種健康診査や健康教育の実施、心の健康の保持、生涯にわたるスポーツ活動の推進などに努めてきました。

成果指標である特定健診受診率は、受診勧奨を行う臨時職員の採用などの効果もあり、平成24年度は過去最高となりましたが、平成25年度からは減少傾向にあり、周知方法など改善が必要となっています。また、がん検診についても受診率の低下が続いており、開催曜日の見直しなど継続的に行う必要があります。一方、スポーツ教室開催回数は目標を大幅に達成し、参加者も多い状況にありますが、固定化もみられることから、一層の周知が必要です。

政策目標10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭の自立支援と相談体制の充実のほか、高齢者や障がいがある人の支援や高齢者虐待防止に向けた各種講座の開催などを行ってきました。

しかし、いじめ問題や障がいに関するテーマについて、市民の関心が低く参加者も低調な状況が続いており、改善に向けた取り組みが必要です。また、地域における様々な支援や相談を支える民生・児童委員の活動も、近年の生活環境の複雑化により、民生・児童委員を取り巻く環境は厳しくなっています。今後は、地域や関係機関との連携を一層強化しながら、各種の対応に努める必要があります。



第2章

計画の 基本的な考え方

- | | |
|----------------|----|
| 1 基本理念と本市が目指す姿 | 18 |
| 2 計画の体系 | 20 |



1 基本理念と本市が目指す姿

基本理念



南島原市は、女性も男性も、お互いを社会の対等な構成員として、性別や個性を尊重し、認め合い、家庭・職場・地域社会などのあらゆる分野で男女がともに協力して、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく自らの意思によって生き生きと活動し、みんなの笑顔があふれる社会を育てていくことを目指します。

本市が目指す姿

男女共同参画の意識が浸透し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる市を目指します。

◎基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

家庭や地域社会などあらゆる場面における男女共同参画の実現に向け、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消のための広報・啓発活動に努めるとともに、学校教育や生涯学習における啓発推進に努めます。

《成果指標》 社会全体として見た場合に「男女が平等である」と思う人の割合
16.2% → 30.0%

仕事と生活の調和を実現し、誰もが働きやすい市を目指します。

◎基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

男女がともに仕事と生活に関する責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透を図るとともに、民間事業者や関係機関と連携し、働き方の見直しを進めます。また、育児・介護等の支援に努めます。

《成果指標》 「家庭生活または地域活動と仕事を両立」している人の割合
女性 42.8% → 50.0% 男性 41.0% → 50.0%

男女がともに対等に社会に参画し、女性が活躍できる市を目指します。

◎基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる社会づくりを目指します。特に、女性活躍推進法が成立したことも踏まえ、女性の参画拡大、就労支援、地域等における女性の活躍促進などについて、重点的に取り組みます。

《成果指標》 市の審議会等委員への女性の登用率 18.8% → 33.3%

男女の人権が尊重され、誰もが安全・安心で住みよい市を目指します。

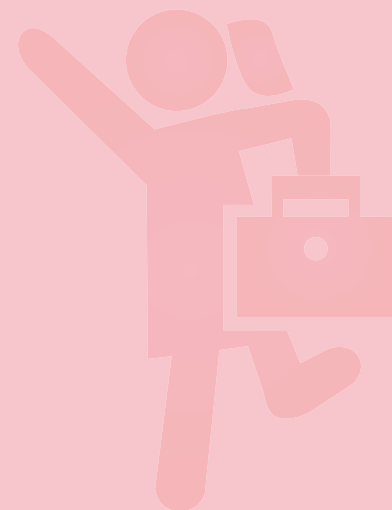
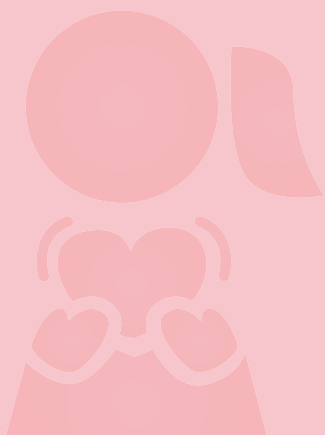
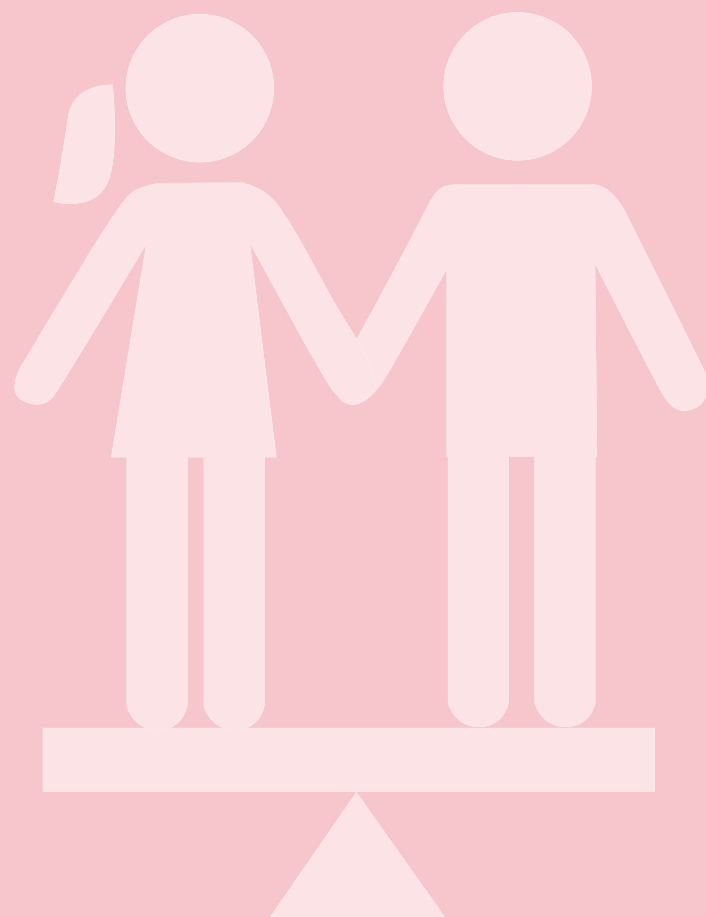
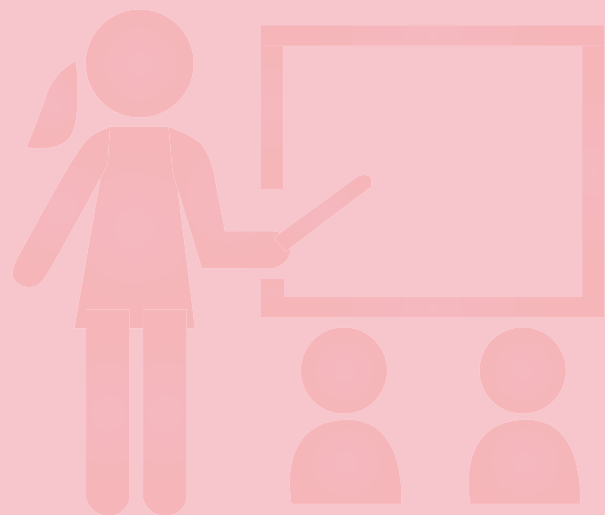
◎基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

社会問題となっている女性への暴力の根絶や、女性の就業環境や晩婚化などの環境変化を踏まえた健康支援への対応、生活上の困難を抱えた人に対する支援など、関係機関と連携し引き続き取り組みます。

《成果指標》 南島原市配偶者暴力相談支援センターの認知度 34.7% → 50.0%

2 計画の体系





第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた 理解・普及の促進	24
基本目標Ⅱ	仕事と生活の調和による 男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅲ	あらゆる分野における女性の活躍	34
基本目標Ⅳ	誰もが安心して暮らせる 社会の実現	40

基本目標
I

男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

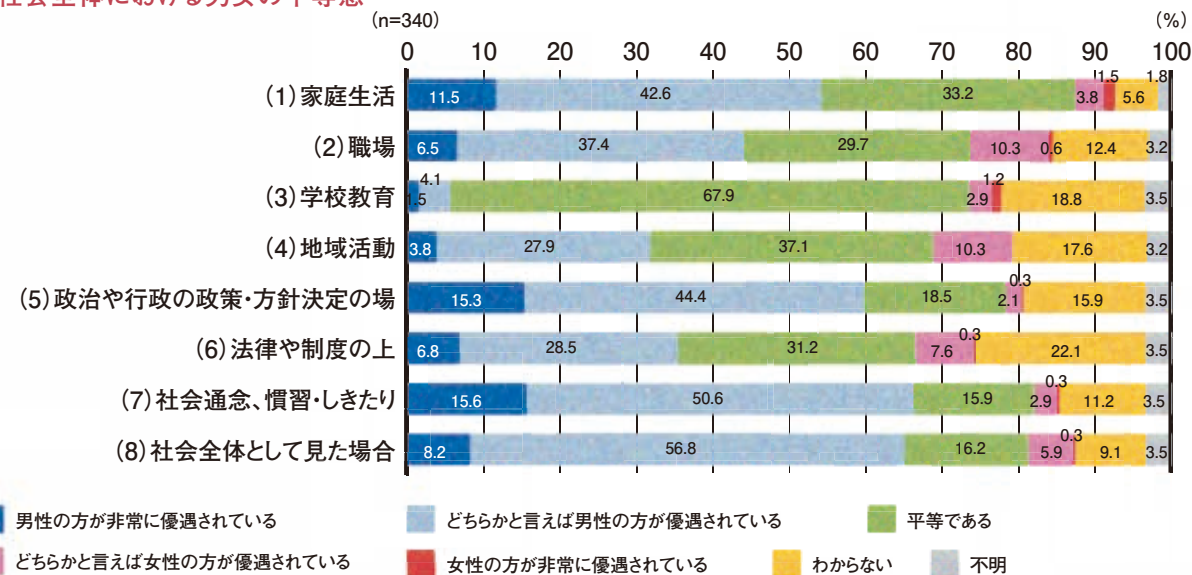
現状と課題

平成29年の市男女共同参画アンケート調査によると、男女の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が「社会通念、慣習・しきたり」66.2%、「社会全体として見た場合」65.0%、「政治や行政の政策・方針決定の場」59.7%、「家庭生活」54.1%の順で高く、平等と答えた人の割合が低い状況にあります。

また、男女共同参画に関連する言葉の認知度（「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容までは知らない」の合計）については、「育児休業制度・介護休業制度」92.7%、「男女雇用機会均等法」83.2%、「男女共同参画社会」71.2%の順で高くなっていますが、これら以外の言葉については依然として低い状況にあります。

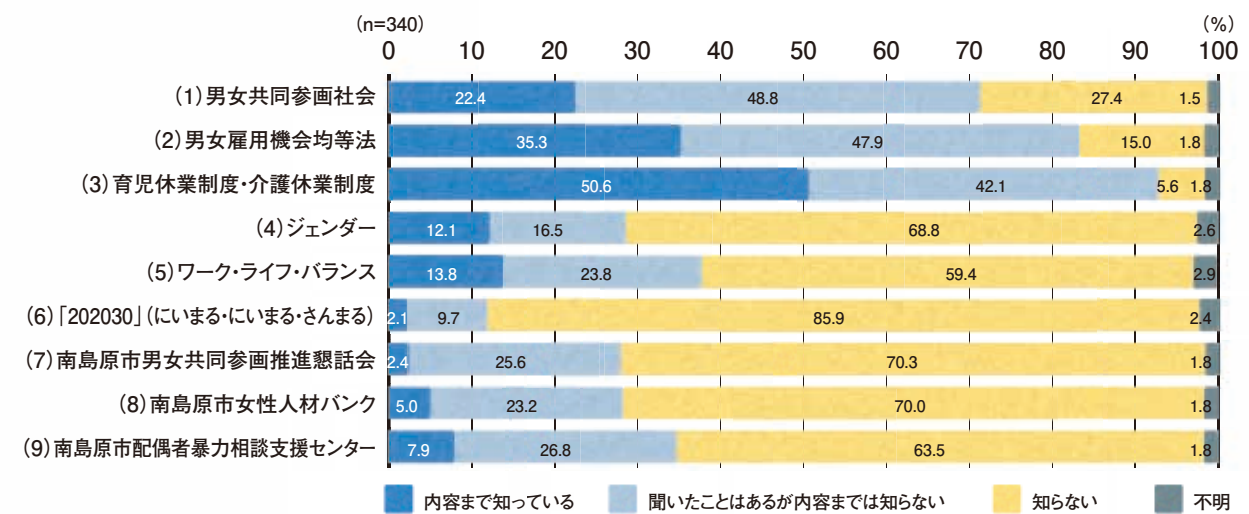
このため、家庭や地域社会などあらゆる場面における男女共同参画の実現に向けては、男女平等および男女共同参画の意識をより一層浸透していく必要があります。あらゆる機会を通じた積極的な広報・啓発や学習機会の充実を図るとともに、学校教育において継続して男女共同参画の学習を充実させることが大変重要となります。

●社会全体における男女の平等感



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●男女共同参画に関連する言葉の認知度



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

全市的展開による広報・啓発の推進

具体的施策

(1) 多様な媒体を活用した広報・啓発の強化

①多様な媒体を活用した積極的な情報発信（市民サービス課）

広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に発信して普及・啓発に努めます。その内容は、子供から高齢者までそれぞれの対象に応じて親しみやすくわかりやすいものとし、男女共同参画についての理解を促します。

②男女共同参画の視点に立った広報物づくり（秘書広報課・関係各課）

市の広報物を作成する際は、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現を用いた紙面づくりを行います。

また、市が実施する各種調査や統計については、男女別のデータに留意し、的確なデータ分析・公表を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	71.2%	83.0%	市民サービス課
広報紙、ホームページを通じた情報発信数（回／年）	2回	3回	

(2) 学習機会の充実

①啓発講座等の開催（市民サービス課）

男女共同参画について深く理解し、男女の固定的役割分担意識を解消できるよう、啓発講座等を実施して学習機会の充実を図ります。

②生涯学習としての学習機会の充実（生涯学習課）

地域や学校等と連携し、男女共同参画の視点に立った各種講座を実施し、より多くの市民に学習の機会を提供します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
啓発講座の開催回数（回／年）	2回	3回	市民サービス課
女性講座(公民館講座)の開催講座数(回／年) および参加者数（人／年）	17回	15回 240人	生涯学習課

(3) 各種団体等と連携した普及の推進

①各種団体等への出前講座の実施（市民サービス課）

地域や各種団体、民間企業等（各種団体等）を対象に、男女共同参画を理解するための出前講座を実施し、各種団体等との連携と市全体への普及につなげます。

②あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発推進（市民サービス課・関係各課）

各種団体等と連携し、各々の会議や集まりの場などのあらゆる機会を通じて男女共同参画の視点の配慮及び啓発に努めます。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
各種団体等への出前講座開催回数（回／年）	1回	2回	市民サービス課

(4) 調査・研究の実施

①市民意識調査の実施（市民サービス課）

南島原市男女共同参画推進懇話会において、男女共同参画に関する情報収集や市民意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けて本市が抱える課題等の調査・研究を行います。

施策の方向性2

学校教育における啓発の推進

具体的施策

(1) 学校における教育・学習の充実

①男女平等教育の推進（学校教育課）

生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等と他者との対等な関係づくり、家庭生活の大切さなどを学ぶ授業を行います。

②生涯を見通したキャリア教育※の推進（学校教育課）

生徒が性別にとらわれることなく、主体的に自らの生き方や進路を選択することができるよう、男女共同参画の視点をふまえたキャリア教育を推進します。

③教職員の研修会等への参加（学校教育課）

県教育委員会と連携し、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等への参加と理解の徹底を推進します。

※キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

(2) 適切な性教育の実施

①発達段階に応じた適切な性教育の実施（学校教育課・こども未来課）

身体や健康に関する科学的知識や生命の大切さを学ぶ性教育とともに、妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけて命の尊さや家族の大切さなどを学ぶ性教育（いのちの学習）を、生徒の発達段階に応じて実施します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
いのちの学習を実施する中学校数（校）	8校（全校）	8校（全校）	こども未来課

(3) 配偶者からの暴力（DV）予防教育の実施

①DV予防教育の実施（学校教育課・こども未来課）

配偶者からの暴力の防止のため、学校における予防教育を実施します。

基本目標 Ⅱ

仕事と生活の調和による 男女共同参画の推進

現状と課題

平成28年に女性活躍推進法が全面施行され、女性も自らが望む範囲で職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図る必要があります。このことは、少子高齢化が進む本市が、社会経済情勢が急速に変化していく中で持続可能な社会を構築するために重要なテーマとなっています。この男女共同参画社会の実現には、男女がともに協力しあい、家事や育児、介護などの家庭生活や地域活動と仕事を調和させることが不可欠です。

平成29年の市男女共同参画アンケート調査では、家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方についてみると、全体で「夫婦とも仕事を持つが、家事等も夫婦で分担すべき」が42.1%、「夫婦の役割を固定すべきでない」が38.5%となっており、あわせて80.6%を占めています。

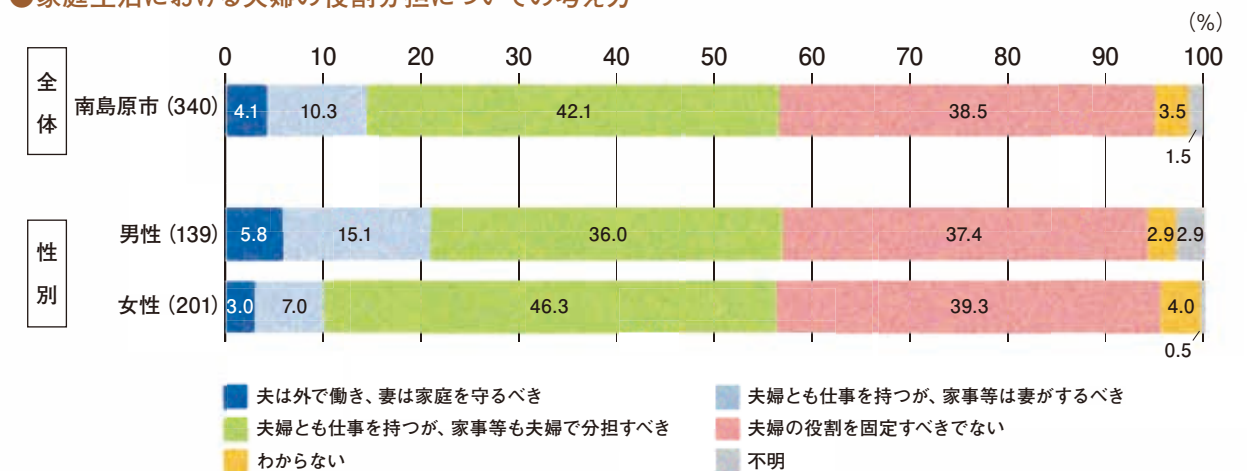
一方、家庭内での役割分担と意思決定についてみると、買い物や食事のしたくなどの家事や育児の項目において「主として妻」または「どちらかと言えば妻」の割合が高く、女性の方が家庭生活における家事や育児などの負担が大きい状況がみられます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの望ましい形と現在の状況についてみると、男女ともに望ましい形は「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が60%前後となっているのに対し、現在の状況では40%程度となっています。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことについての質問では、「こどもが病気やけがの時などに休みが取れる制度を導入する」が48.5%で最も高く、次いで、「女性が働くことに対する、家族や職場などの周囲の理解・協力を深める」で35.0%、「『育児休業制度・介護休業制度』を普及促進する」で30.6%の順となっており、休暇・休業や勤務時間などの制度整備と女性が働くことへの理解・協力が特に望まれている傾向がうかがえます。

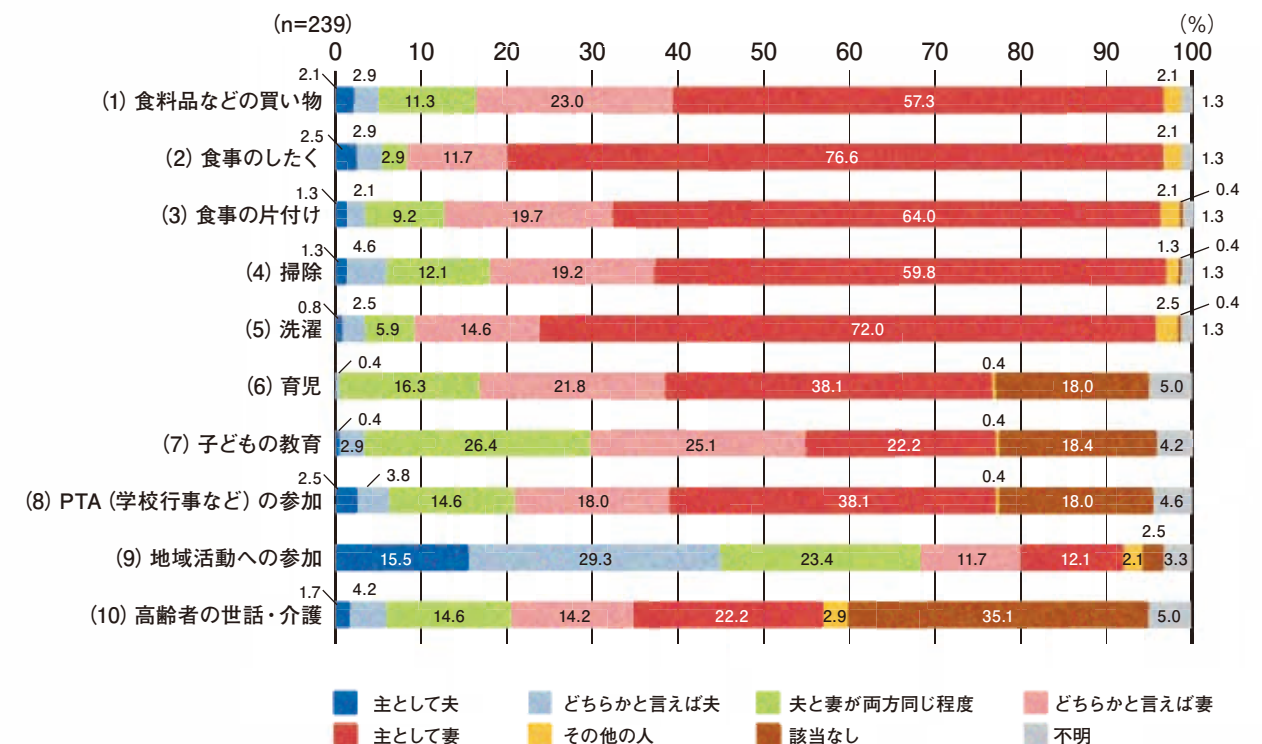
これらの調査結果を踏まえても、家庭や職場などにおいて「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図っていくとともに、働き方の見直しや誰もが働きやすい環境の整備を促していくことが重要です。また、子育てや介護等の支援を充実し、仕事と両立するための基盤づくりを行う必要があります。

●家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方



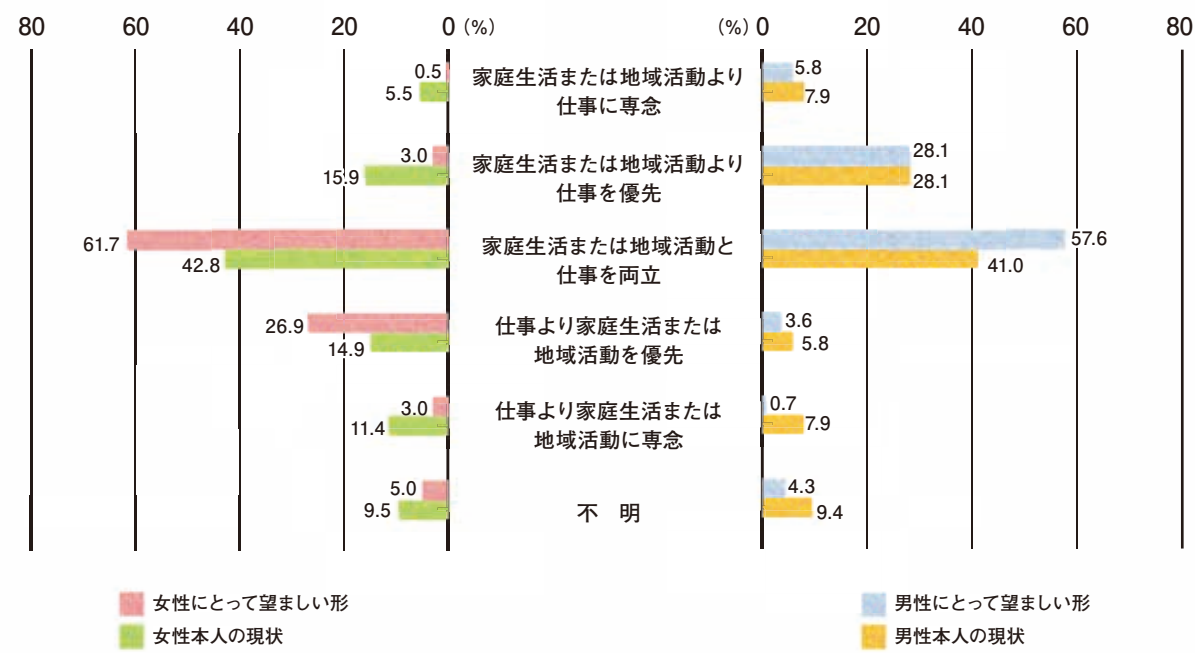
【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●家庭内での役割分担と意思決定



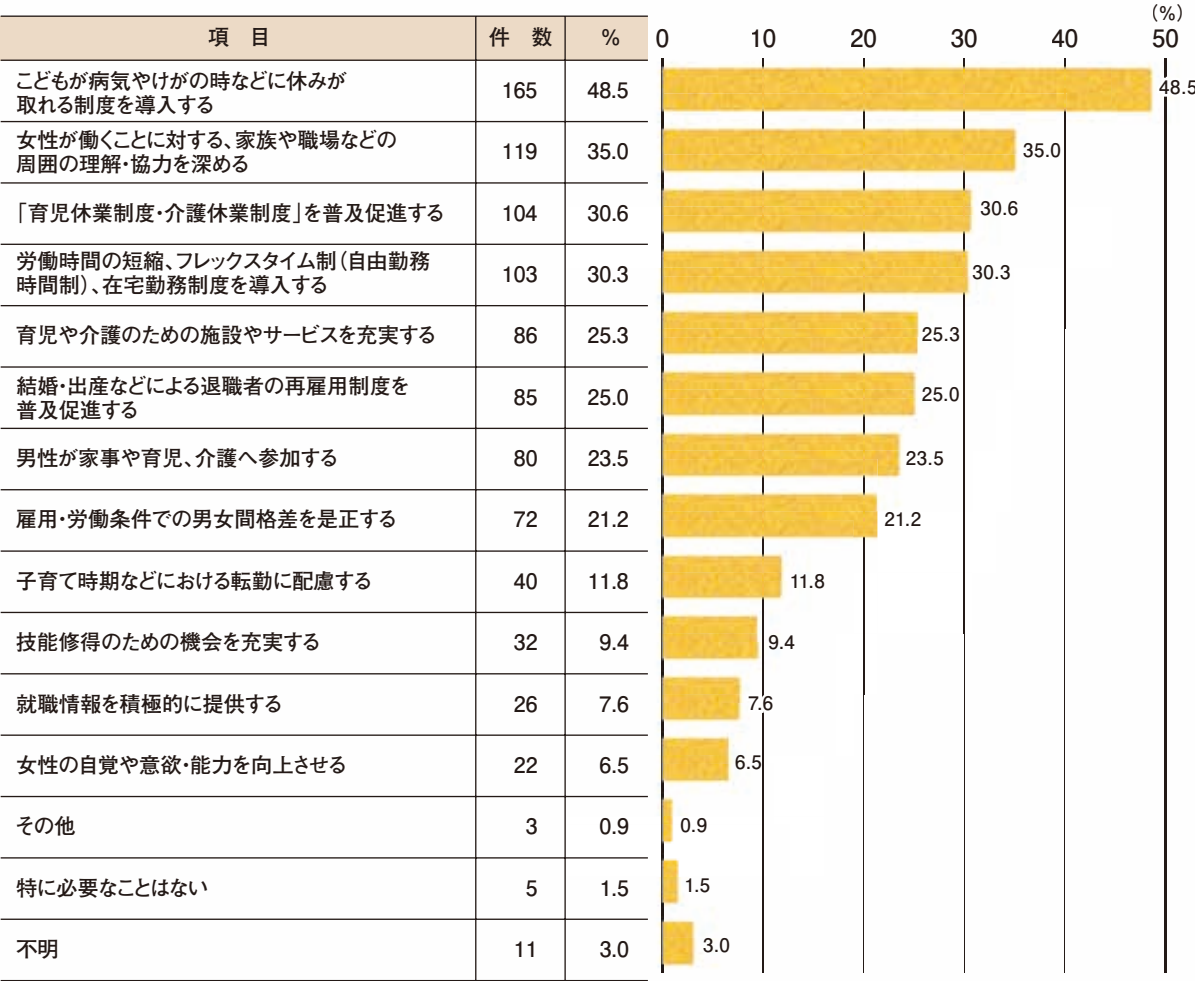
【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●ワーク・ライフ・バランスの状況



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

●男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（3つまで選択）



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

具体的施策

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

①啓発講座等の開催（市民サービス課）

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの参加者数（人／回）	20人	30人	市民サービス課
広報紙・ホームページなどを通じた情報発信数（回／年）	1回	2回	

(2) 家庭内での固定的役割分担の解消

①広報・啓発の充実（市民サービス課）

根強く残る家庭内での固定的役割分担の意識を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。

②男性の家事・育児参画の促進（市民サービス課）

男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。

(3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

①働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発（商工観光課・市民サービス課）

長時間労働の抑制や労働時間の短縮、在宅勤務の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

②休業・休暇制度の導入に向けた普及促進（商工観光課・市民サービス課）

育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

(4) 市における仕事と生活の調和の推進

①長時間労働の抑制（人事課）

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、男女のワーク・ライフ・バランスの妨げとなる長時間労働の削減に努めます。

②育児・介護休業、休暇の取得（人事課）

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。

施策の方向性2

子育てと介護の支援の充実

具体的施策

(1) 子育て支援の充実

①保育のための施設やサービスの充実（こども未来課）

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した延長保育や一時保育などの保育サービス等の充実を図ります。また、保育所等の整備を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。

②地域子育て支援の充実（こども未来課）

地域子育て支援センター※を中心に地域で子育てを支援する環境を整え、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
放課後児童クラブ数（か所）	23か所	25か所	こども未来課
地域子育て支援センター数（か所）	15か所	16か所	

※地域子育て支援センター
地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えるための拠点。

(2) 介護支援の充実

①介護支援の充実（福祉課）

介護と仕事の両立を支援するため、介護者が身近に相談できる体制を整え、介護予防を含めた介護サービスの整備を推進して、介護者の介護負担軽減に向けた支援の充実を図ります。

②介護の予防（福祉課）

元気な高齢者を増やして介護そのものを予防するため、健康相談や脳活性化教室などの講座の開催、パンフレットの配布等を行い、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を推進して自主的な介護の予防につなげます。

主な成果指標	基準値※	目標値(H34)	所管課
介護予防事業参加延人数（人）	3,300人	4,000人	福祉課

※基準値はH26～H28の平均値



基本目標
Ⅲ

あらゆる分野における
女性の活躍

現状と課題

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会のあらゆる分野における活動への女性の参画を進めることが重要です。あらゆる分野に男女双方の視点を取り入れることにより、新しい価値の創造や女性の意欲の向上、社会環境の向上が期待できます。

しかし現状では、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会の多くの分野において、女性の参画が依然として少ない状況にあります。本市の審議会委員等への女性の登用率は18.8%と伸び悩み、市職員における管理職に占める女性の割合は、1.9%にとどまっています。

女性の参画を拡大していくためには、性別による固定的役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の浸透など、社会全体の意識改革を進めるとともに、女性の能力向上と人材確保を図っていく必要があります。

また、近年は平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震をはじめ、国内各地で大きな災害が起こり、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。このような災害時における避難所の整備・運営等の対応や日頃の防災についても、男女共同参画の視点を反映していくことが重要です。そのため、本市においても防災分野への女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を考慮した防災及び災害対策に取り組む必要があります。

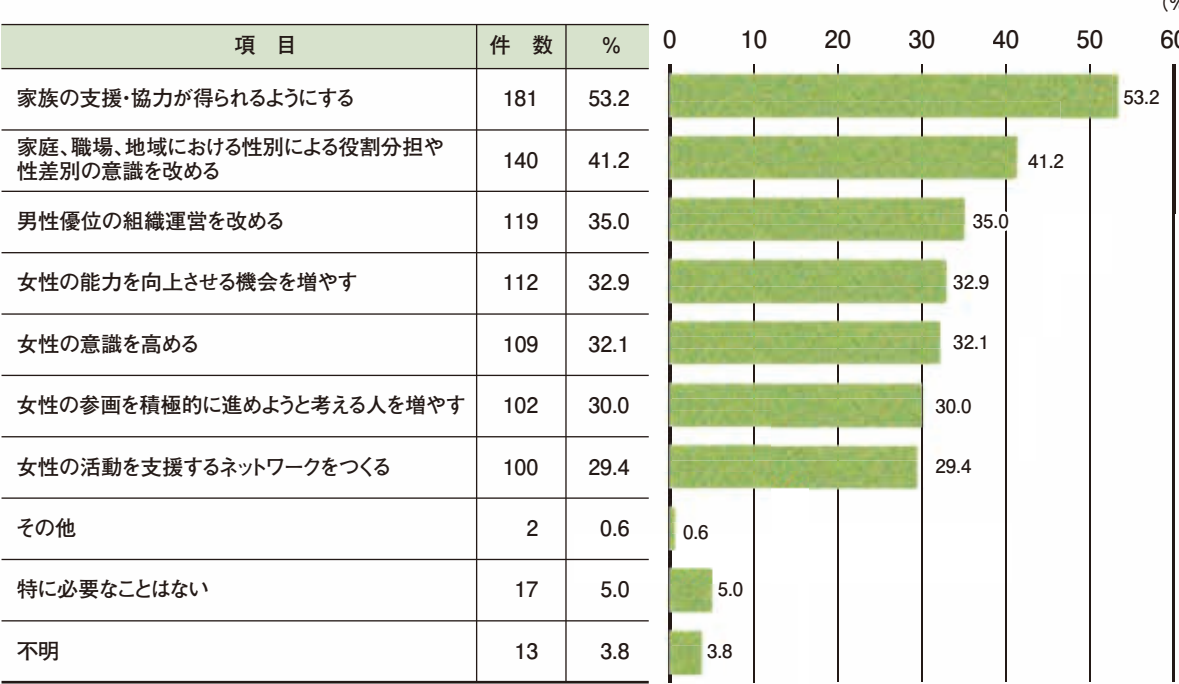
●審議会等における女性委員の登用状況（経年）

	審議会等数	委員総数	うち女性 委員数	女性委員 比率	女性のいない 審議会数
平成19年	17	273	48	17.6%	3
平成20年	21	319	37	11.6%	7
平成21年	20	293	39	13.3%	6
平成22年	19	280	30	10.7%	6
平成23年	21	309	37	12.0%	5
平成24年	22	262	37	14.1%	6
平成25年	41	529	111	21.0%	7
平成26年	39	524	115	21.9%	6
平成27年	44	614	107	17.4%	6
平成28年	42	624	117	18.8%	6

●市の職務上の地位及び管理的地位にある職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	係長及び課長補佐相当職			管理職		
	総数	うち女性	比率	総数	うち女性	比率
平成19年	375	82	21.9%	91	9	9.9%
平成20年	380	82	21.6%	79	8	10.1%
平成21年	376	82	21.8%	64	3	4.7%
平成22年	387	87	22.5%	61	4	6.6%
平成23年	382	86	22.5%	58	3	5.2%
平成24年	378	83	22.0%	57	3	5.3%
平成25年	381	87	22.8%	57	3	5.3%
平成26年	370	83	22.4%	54	3	5.6%
平成27年	354	80	22.6%	52	2	3.8%
平成28年	332	73	22.0%	53	1	1.9%

●企画や方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なこと



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

具体的施策

(1) 審議会等への女性の参画推進

①市審議会等委員への女性の登用促進（市民サービス課）

市審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、女性登用率の数値目標と登用計画をふまえ、女性の登用が進んでいない分野に重点をおいた女性の登用を促します。

②女性の人材発掘及び人材情報の提供（市民サービス課）

審議会等への女性の参画を推進するため、女性人材バンク*を通じて各分野で活躍する女性を発掘し、個人情報保護に配慮しながら積極的に人材の情報を提供します。

また、女性人材バンク登録者に対しては、各種研修会等の案内や参画に関する情報提供を積極的に行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
審議会等委員への女性の登用率（％）	18.8％	33.3％	市民サービス課
女性人材バンクの登録者数（人）	138人	150人	
女性人材バンクからの委員登用数（人）	19人	30人	

※女性人材バンク

市の各種審議会・委員会への女性の積極的登用を目指すため、いろいろな分野で識見・経験を持つ女性をあらかじめ登録するもの。

(2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

①女性の積極的な参画に向けた啓発の促進（市民サービス課）

企業や各種団体等における女性の積極的な参画に向けて、女性の登用や女性人材の育成などに関する情報の提供を行い、周知・啓発を促します。

(3) 市における管理職等への女性の登用推進

①女性職員の管理職への登用推進（人事課）

「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を推進します。

また、女性職員の管理職へ登用率を高めるためには、全職員に対する女性の割合を高めることも必要であり、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向けた積極的な広報活動を行い、女性職員の採用率の向上に努めます。

②市職員の能力向上のための研修の実施（人事課）

個々の能力の向上を図るための研修を行い、女性の研修への積極的な参加を促します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
市職員の女性管理職の登用率（％）	1.9％	13.0％	人事課
女性の採用試験の受験率（％）	32.6％	40.0％	

施策の方向性2

農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進

具体的施策

(1) 女性の経営参画推進

①家族経営協定*の普及促進（農林課）

家族経営協定の普及を促進し、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる環境づくりに努めます。

②農林漁業体験民泊受入による女性の参画推進（商工観光課）

農林漁業体験民泊の受け入れを促進し、民泊事業の運営方針決定等への女性の参画を推進します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
家族経営協定の締結数（組）	593組	610組	農林課
農林漁業体験民泊の受入件数（軒）	172軒	200軒	商工観光課

※家族経営協定

家族農業経営において、家族みんなが意欲とやりがいを持って経営に参画できるようにするため、経営方針や役割分担、働きやすい環境や暮らしについて、家族みんなで十分な話し合いによって決めるもの。

(2) 女性リーダーの育成促進

①女性農業者研修会の実施（農林課）

女性農業者に対して、農業技術及び経営管理能力向上のための講話や現地視察などの研修を行います。

②女性リーダー育成セミナーの実施（商工観光課）

商工会等と連携し、各組織においてリーダーシップを発揮できる女性人材の育成を目的とした講演会や女性リーダー育成セミナーを実施します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
女性農業者研修会の開催回数（回／年）	3回	3回	農林課
商工会女性部研修会の開催回数（回／年）	3回	4回	商工観光課

施策の方向性3

女性の就労支援

具体的施策

(1) 女性の再就職支援・起業支援

①女性の再就職支援（商工観光課・市民サービス課）

子育てや介護等で一度仕事をやめた人の再就職を支援するため、国や県と連携して就職情報の提供や就職相談、セミナー等による支援の充実を図ります。

②女性の起業支援（商工観光課・市民サービス課）

起業を目指す女性を支援するため、国や県と連携して起業に関する情報の提供や起業セミナー等を開催し、女性の活躍の場を拡充していきます。

(2) 女性の職業能力開発への支援

①女性の職業能力開発への支援（商工観光課・市民サービス課）

国や県と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報を提供するなど、女性の就業促進につながる支援を行います。

施策の方向性4

地域づくりへの女性の参画推進

具体的施策

(1) 女性の人材育成

①地域における女性リーダーの育成（市民サービス課）

女性人材バンクを通じて、地域で活躍する人材の発掘を行い、地域における女性リーダーの育成を推進します。

②地域で活動する女性のための講座の実施（市民サービス課）

地域における女性の参画推進を目的とした男女共同参画に関する出前講座を実施して周知・啓発に努め、自治会などの地域で活動する団体における政策・方針決定過程への女性の参画促進につなげます。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
女性人材バンクの登録者数（人）※再掲	138人	150人	市民サービス課

(2) 地域団体との連携

①地域団体との連携及び活動の支援（市民サービス課）

地域や地域の女性団体等と連携して男女共同参画についての周知・啓発を行い、地域や女性団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取り組みを支援します。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み推進

①防災における女性の参画推進（総務課）

地域防災の取り組みについては、男女共同参画の視点を取り入れることが重要であり、防災の政策・方針決定過程である市防災会議や災害の現場である消防団への女性の参画を積極的に推進します。

②男女共同参画の視点に立った防災及び緊急災害時の取り組み（総務課）

災害時における避難所の整備・運営及び避難所における備蓄などの取り組みについて、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
市防災会議の女性委員登用率（％）	5.9％	10.0％	総務課



基本目標 Ⅳ

誰もが安心して暮らせる 社会の実現

現状と課題

配偶者[※]からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント[※]、性犯罪などの女性に対する暴力が社会問題となっていますが、犯罪行為も含む決して許されない重大な人権侵害です。これらの女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、社会的状況に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発や人権を尊重する教育に一層充実して取り組んでいく必要があります。また、本市は配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者の相談・支援を行っています。平成26年の長崎県全体での調査によると、DV被害にあった女性のうち35.8%が「どこにも相談しなかった」と回答しています。被害者に対する相談・支援の充実とその周知をより強化していくことが必要です。

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりがいきいきと暮らすためには、身体的な性差やライフステージ等による心身の変化についての正しい知識を身につけたうえで健康管理を行っていくことが重要であり、正確な知識や情報の提供、健康診査などの健康管理を支援する取り組みが必要です。性差等に関する正確な知識を身につけることは、自身の健康維持はもとより、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにつながります。

また、男女共同参画社会は、男女がひとりの人間として尊厳され、皆が共生する社会です。ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人など、生活をしていく上で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、人権尊重の観点からきめ細やかな配慮をし、その人が置かれた状況に応じた生活支援を行っていく必要があります。

※配偶者

ここでいう配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント^{※1}やマタニティ・ハラスメント^{※2}、パワー・ハラスメント^{※3}など、人を困らせること。いやがらせ。

※1 セクシュアル・ハラスメント…職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、その性的な言動により職場の環境が不快なものとなること。

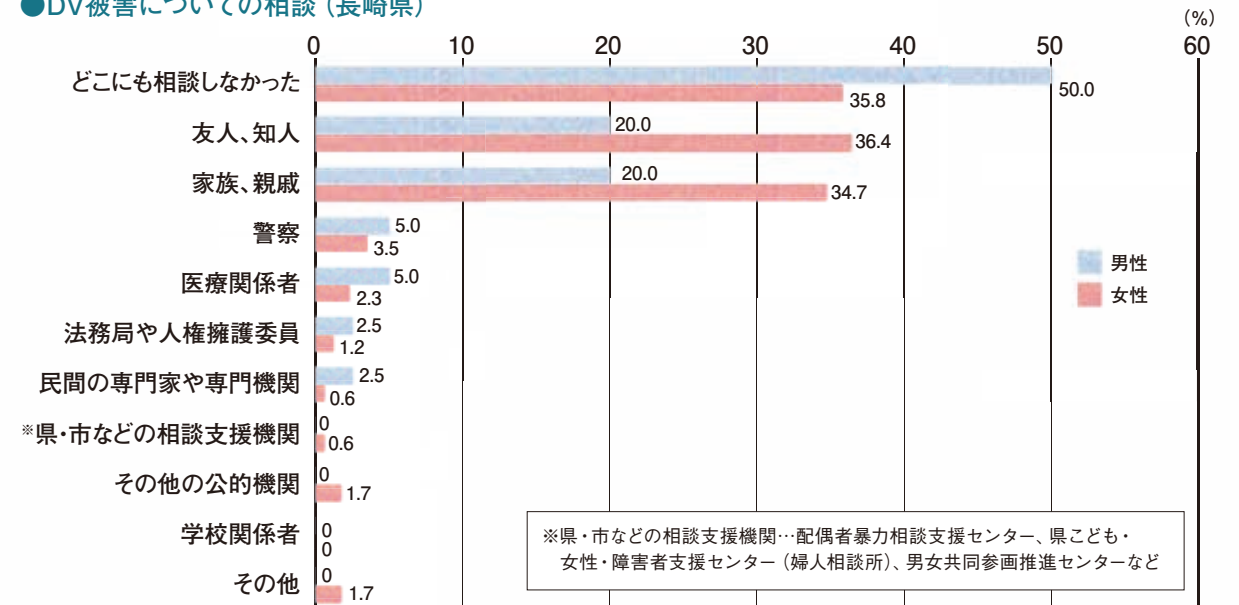
※2 マタニティ・ハラスメント…妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった不利益な取扱いをすること。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

※3 パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられること。

●南島原市配偶者暴力相談支援センター相談対応件数

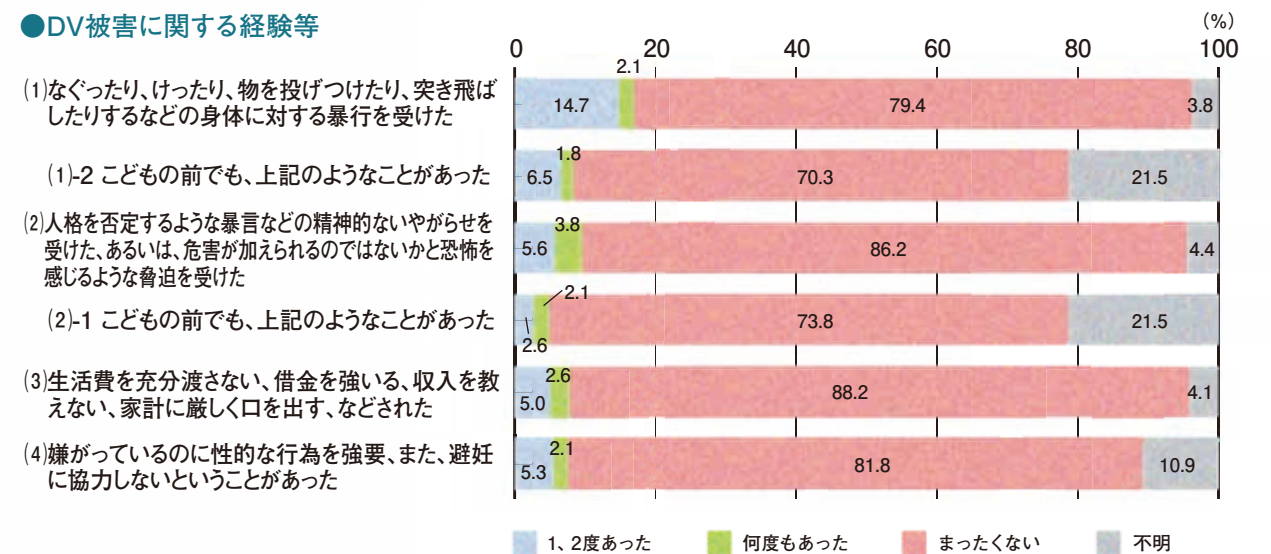
	被害者本人	本人以外	合計
H24年度	27	22	49
H25年度	37	10	47
H26年度	18	4	22
H27年度	40	3	43
H28年度	21	7	28

●DV被害についての相談（長崎県）



【出典】長崎県「平成26年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

●DV被害に関する経験等



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（平成29年）」

施策の方向性1

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

具体的施策

(1) 配偶者からの暴力（DV）防止対策の推進

① 配偶者からの暴力防止に向けた啓発（こども未来課）

配偶者からの暴力は犯罪も含む重大な人権侵害であるとの認識を周知徹底させるとともに、互いに相手を尊重する関係が築けるよう、DVを未然に防止するための様々な機会を捉えた意識啓発に取り組みます。

② 相談体制の充実と相談窓口の周知（こども未来課）

被害者の支援として、配偶者暴力相談支援センターにおいて、国や県と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応につながるよう、配偶者暴力相談支援センターをより身近な相談窓口として周知を図ります。

③ 児童虐待防止対策の整備（こども未来課）

子どもの虐待やその背景にあるDVを早期に発見して安全を確保するとともに、子どもの心のケアを行い、健やかに成長できるよう、家庭児童相談員による支援を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
DV防止講演会等の開催回数（回／年）	－	1回	こども未来課
DV相談の受付件数（件／年）	28件		
児童相談件数（件／年）	87件		

(2) ハラスメント防止対策の推進

① 企業・団体等へのハラスメント防止のための啓発（市民サービス課）

ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や団体等に対して啓発を進めるとともに、ハラスメント防止対策に関する情報提供を行います。

② 市におけるハラスメント防止対策（人事課）

「職場におけるハラスメント防止等に関する要綱」（H25.4.1訓令第6号）に基づき、ハラスメント防止等に関する制度及び人事課内に設置している相談窓口について、職員への周知を図ります。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
ハラスメント防止研修会の開催回数（回／年）	－	1回	人事課
ハラスメント相談窓口への相談件数（件／年）	0件		

施策の方向性2

生涯にわたる健康支援

具体的施策

(1) ライフステージに応じた健康管理の支援

① 健康診査・健康教育の推進（保険年金課・健康対策課）

健康教育の機会や情報を提供し、特定健康診査やがん検診等の受診を促進することにより、男女が性差やライフステージに応じて自己の健康を適切に管理することを支援します。

② 心の健康の保持（福祉課）

メンタルヘルスやストレス対策を含めた心の健康に関する相談体制及び健康教育の機会を充実し、ライフステージに応じた心の健康づくりを支援します。

③ 生涯にわたるスポーツ活動の推進（スポーツ振興課）

個々人のライフステージに応じ、適度なスポーツ活動を取り入れた健康の保持増進を推進します。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
特定検診受診率（％）	46.0％	60.0％	保険年金課
女性のがん検診指定医療機関数	7機関	12機関	健康対策課
心の健康づくり講演会開催回数（回／年）	1回	3回	福祉課
スポーツ教室開催回数（回／年）	20回	26回	スポーツ推進課
フィットネススクールへの参加者数（人／年）	－	180人	

(2) 妊娠・出産に関する健康管理の支援

① 妊産婦と乳幼児の健康管理の支援（こども未来課）

母子ともに安心・安全な出産を迎え、子供が健やかに生まれ育つために、妊産婦と乳幼児に対して定期的な健康診査の受診を促進し、妊産婦と乳幼児の健康管理を支援します。特に産後の不安や体調不良等について、十分な支援を行うため、産後ケア事業を実施します。

② 妊娠・出産、子育てに関わる相談体制の充実（こども未来課）

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談に応じ、保健指導、不妊に関する相談や経済支援、子育てに関する指導・助言等を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
乳幼児健康診査受診率（％）	96.0％	100％	こども未来課

施策の方向性3

生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策

(1) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への支援の充実（こども未来課）

ひとり親家庭で困難を抱える人に対する相談体制の充実に努めます。
また、ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。

主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
母子・父子・寡婦福祉医療助成件数（件／年）	6,090件		こども未来課

(2) 高齢者や障がいのある人への支援

①相談体制の充実（福祉課）

各地区において民生・児童委員が訪問・相談を行う体制を整え、高齢者や障がいのある人に対する日常生活の支援や諸問題の解決に向けた関係機関との調整を行います。
また、高齢者や障がいのある人に対する公的支援制度や相談窓口の設置についての周知を図ります。

②高齢者が安心して暮らすための支援（福祉課）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境の整備や必要な生活・医療・介護サービスの提供体制の構築、高齢者虐待防止対策の整備を行います。

③障がいのある人が安心して暮らすための支援（福祉課）

障がいのある人に対する理解を促進し、建築物のバリアフリー化など生活環境の整備を進め、障がいのある人が安心して暮らすための支援を行います。

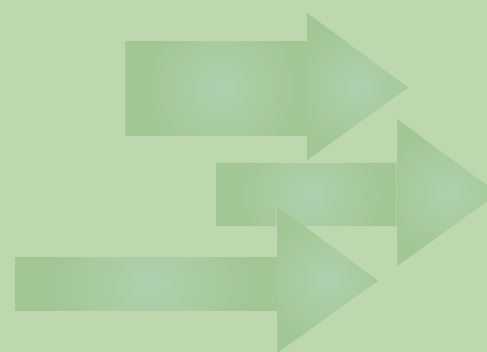
主な成果指標	基準値(H28)	目標値(H34)	所管課
民生・児童委員世帯訪問回数（回／年）	12,985回	13,000回	福祉課
高齢者虐待相談件数（件／年）	9件		





第4章 計画の推進

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 計画の進行管理（PDCA マネジメントシステムの構築） | 48 |
| 2 | 推進体制の整備 | 48 |
| 3 | 事業者や関係団体等との連携強化 | 49 |

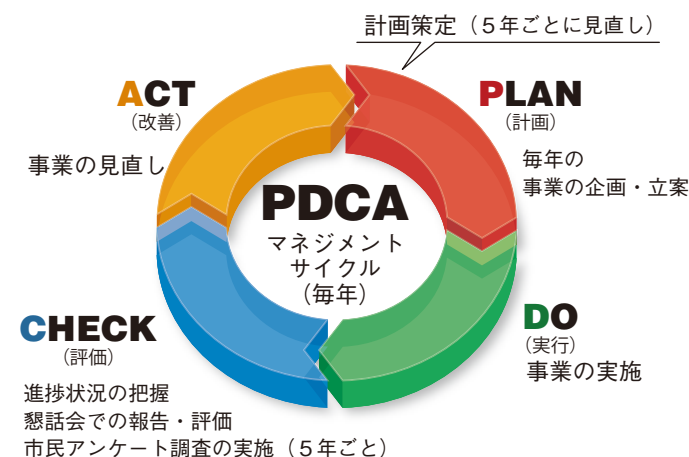


1 計画の進捗管理 (PDCAマネジメントシステムの構築)

本計画を起点に、男女共同参画社会の実現に資する効果的な事業を展開するため、PDCAマネジメントシステムを構築し、施策・事業の進捗管理を行います。

具体的には、毎年、事務事業の企画・立案(P)を行いつつ、計画的に事業を実施(D)します。

計画の進捗については、成果指標の達成状況を定量的に確認するとともに、懇話会での評価、市民アンケート調査(5年ごと)により客観的に評価(C)を行います。これらの取り組みを通じ、最終的には事務事業の見直し(A)を行い、次年度へ展開して参ります。



2 推進体制の整備

1 庁内推進体制

本計画の具体的施策は、各所管課が主体的かつ継続的に取り組むとともに、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開される必要があります。そのため、市長を会長とした庁内の推進組織である「南島原市男女共同参画庁内推進会議」(以下「推進会議」という。)を中心に、本計画の進捗状況を把握・管理していくとともに、庁内の連携強化を図って、各施策を男女共同参画の視点をもって総合的かつ効果的に実施します。推進会議を所管する市民サービス課は、庁内連携のための総合調整機能として連携体制の強化に努めます。

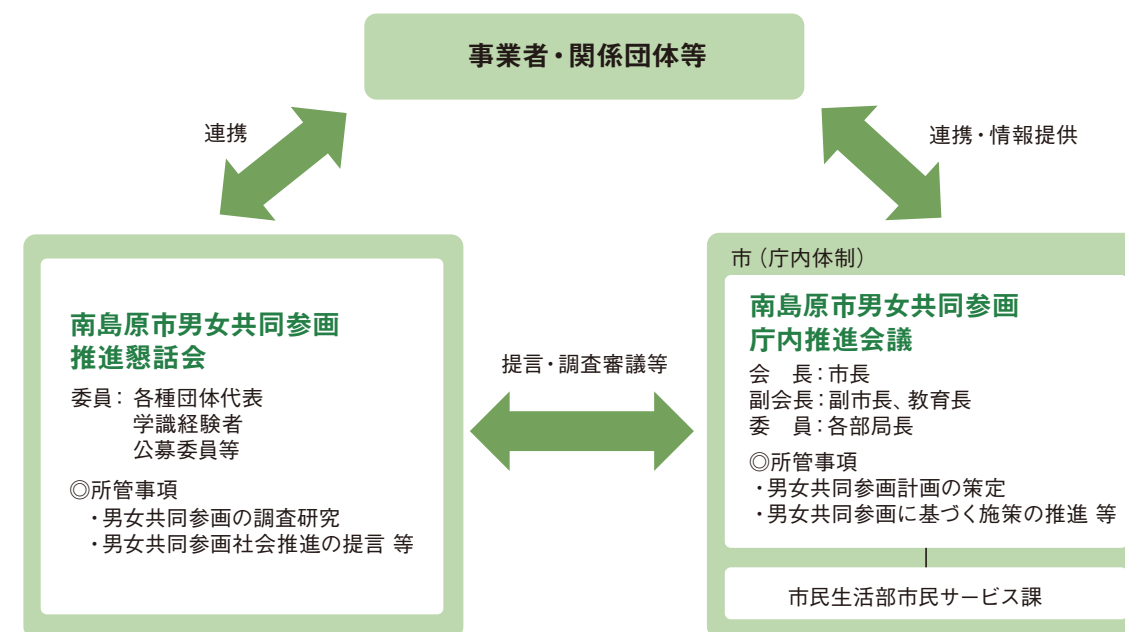
2 南島原市男女共同参画推進懇話会

「南島原市男女共同参画推進懇話会」は、本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するものとして設置され、男女共同参画の調査研究や市に対する男女共同参画社会推進の提言を行うなどの役割を担っています。本計画の施策や本市が進めるあらゆる施策が男女共同参画の面からもより適切で有効なものとして実施されるよう、庁内だけでなく外からも男女共同参画の視点をもって定期的にチェックを行い、より積極的に市に対して提言や助言を行っていくよう、充実した機能を発揮して役割を果たしていきます。

3 事業者や関係団体等との連携強化

事業者は、男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、組織内の男女共同参画の推進が求められます。また、民間団体や自治会などの地域団体は、男女共同参画の視点に立った活動が求められます。市は、これらの事業者や民間団体等、また、国や県などの関係機関との連携を強化し、各組織と協働して本計画の施策を確実に実施していきます。

●推進体制



参 考 資 料

C o n t e n t s

1. 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	52
2. 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱	53
3. 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿	54
4. 南島原市女性人材バンク設置要綱	55
5. 男女共同参画社会基本法	57
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
8. 男女共同参画推進に関する社会の動き（年表）	72

1. 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため、南島原市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

（意見の聴取等）

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会及びワーキンググループ）

第7条 推進会議に幹事会を置き、推進会議から委ねられた事項について調査研究する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、会長が指名した課長及び室長をもって充て、市民生活部市民サービス課長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会にワーキンググループを置き、幹事会から委ねられた男女共同参画施策の内容を個別に調査検討する。
- 5 ワーキンググループの構成員は、幹事長が指名した職員をもって充てる。
- 6 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が招集する。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民サービス課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	市長
副会長	副市長 教育長
委 員	総務部長 企画振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 建設部長 水道部長 議会事務局長 農業委員会事務局長 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局長 衛生局長

2. 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

（設置）

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

（部会）

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部市民サービス課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 平成22年11月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成18年10月1日告示第199号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第67号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第95号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

3. 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

〔第5期〕

	氏名	団体・活動分野	備考
1	渡邊 林	島原人権擁護委員協議会	会長
2	田中 麗子	社会教育委員	
3	松島 奈美	長崎県男女共同参画アドバイザー	
4	喜多 芳文	長崎県男女共同参画推進員	
5	小嶺 政信	南島原市民生委員児童委員協議会	
6	石川 嘉則	南島原市商工会	
7	小淵 美智枝	南島原市婦人会連絡協議会	
8	相良 伸介	南島原市PTA連合会	
9	小山 和彦	南島原市認定農業者協議会	
10	酒田 住香	南島原市食生活改善推進員協議会	
11	本村 明子	南島原市保育会	
12	宮崎 良子	一 般	
13	太田 香代子	一 般	
14	馬場 公嘉	一 般	副会長

4. 南島原市女性人材バンク設置要綱

（目的）

第1条 この告示は、各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため、南島原市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置することを目的とする。

（対象者）

第2条 女性人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している20歳以上の女性
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識若しくは技能を有している者

- ア 人権・男女共同参画
- イ 保健・医療
- ウ 法律・行政
- エ 福祉・介護
- オ 環境
- カ 国際交流
- キ 農業・水産業・商業・工業
- ク 建築・土木
- ケ 育児・子育て
- コ 教育・スポーツ
- サ 文化・芸術
- シ まちづくり・地域活動
- ス NPO・各種ボランティア

（登録方法）

第3条 女性人材バンクへの登録を申請しようとする者は、南島原市女性人材バンク登録申請書（別記様式）を市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、登録することが適当と認められた者について、女性人材バンクへ登録するものとする。
- 3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦・他薦を問わないものとする。他薦者には、申請書を送付し、登録について本人の承諾が得られた者を登録するものとする。

（登録の周知）

第4条 市は、人材の発掘のため、市のホームページの利用、印刷物の配布その他適切な方法により周知に努める。

（女性人材バンクの活用）

第5条 市長は、次に掲げるときに女性人材バンクを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 市において事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。
- (3) セミナー等の講師の依頼及び各種研修会・イベント等の案内のために利用するとき。
- (4) その他市長が必要とするとき。

（情報の管理）

第6条 女性人材バンクに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 女性人材バンクに登録した個人情報、南島原市個人情報保護条例（平成18年南島原市条例第11号）の規定に基づき管理するものとする。

- (2) 女性人材バンクの内容の更新は、変更の申請があった時点で随時行うものとする。
- (3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

（登録の抹消）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、女性人材バンクから登録を抹消するものとする。

- (1) 女性人材バンクから登録の抹消を申し出た者
- (2) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係） 略

5. 男女共同参画社会基本法

（制 定： 平成11年6月23日法律第78号）
（最終改正：平成11年12月22日法律第160号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進めら
れてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するこ
とができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題とな
っている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方
公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
における活動に参画する機会が確保され、もって男女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形
成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される
ことを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよ
うに配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して
参画する機会が確保されることを旨として、行われなけれ
ばならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族
の介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行われ
なければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
おける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ
ればならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と

いう。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」と

いう。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（以下 略）

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（ 制 定： 平成27年 9 月 4 日法律第64号 ）
（ 最終改正：平成29年 3 月31日法律第14号 ）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある

社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える

影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な

環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業

主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項

及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女

性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者

からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍

の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

第2条 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

第3条 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

第4条 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

第5条 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することがで

きる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。（以下 略）

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（制 定： 平成13年 4 月13日法律第31号）
（最終改正：平成26年 4 月23日法律第28号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

第2条 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

第3条 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

第2条 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

第3条 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第4条 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

第2条 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自らが

い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162

号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配

偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者

と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）
- 第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時における事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があ

- るときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄

する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準

用する。
(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として
いる住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項

の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の

2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(以下 略)

8. 男女共同参画推進に関する社会の動き（年表）

年	国連の動き	日本の動き	南島原市の動き
1975 (昭和50年)	・国際婦人年（1972年国連総会で宣言） （目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）： 「世界行動計画」採択 ・国連第30回総会：「国連婦人の10年」（1976から1985年）決定	・超党派婦人議員提案の「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（本部長内閣総理大臣） ・「婦人問題企画推進会議」開催（内閣総理大臣の私的諮問機関）	
1976 (昭和51年)		・「特定業種育児休業法」施行（女子教育職員、看護婦、保母） ・「民法」改正（離婚後の姓の選択自由）	
1977 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ・「国立婦人教育会館」（現 国立女性教育会館）オープン	
1979 (昭和54年)	・国連第34回総会： 「女性（女子）差別撤廃条約」採択	・国際人権規約批准	
1980 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン）： 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女性（女子）差別撤廃条約」署名 ・「民法」改正（配偶者の法定相続分3分の1を2分の1に引き上げ）（昭和56年施行）	
1981 (昭和56年)	・ILO第67回総会：「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第156号）」（家族的責任条約）「同勧告（同165号）」採択 ・「女性（女子）差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1982 (昭和57年)	・「女性（女子）差別撤廃委員会」（CEDAW）設置		
1984 (昭和59年)		・「国籍法」「戸籍法」改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（昭和60年施行）	
1985 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ）： 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・生活保護基準額の男女差解消 ・「国民年金法」改正（女性の年金権確立）（昭和61年施行） ・「男女雇用機会均等法」公布（昭和61年施行） ・「女性（女子）差別撤廃条約」批准	
1987 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平成元年)	・国連第44回総会：「児童の権利条約」（児童の権利に関する条約）採択	・「学習指導要領」改訂（中学・高校における家庭科の男女共修等）	

年	国連の動き	日本の動き	南島原市の動き
1990 (平成2年)	・国連経済社会理事会：「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布（平成4年施行） ・大阪レディス・ハローワーク（現 大阪マザーズハローワーク）がオープン	
1992 (平成4年)		・福岡でのセクシュアル・ハラスメント訴訟で原告側の女性が勝訴 ・初代婦人問題担当大臣の設置	
1993 (平成5年)	・国連世界人権会議： 「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連第48回総会：「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校で家庭科が男女必修になる ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布・施行	
1994 (平成6年)	・ILO第81回総会：「パートタイム労働に関する条約及び勧告（第175号）」「同勧告（第182号）」採択 ・国際人口・開発会議：「カイロ宣言」採択 ・「人権教育のための国連10年」（1995から2004年）決定	・高校で家庭科が男女必修になる ・「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」批准 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定	
1995 (平成7年)	・世界社会開発サミット：「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 ・第4回世界女性会議（北京）： 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部平成11年施行） ・「家族的責任条約（ILO156号）」批准	
1996 (平成8年)		・「優生保護法」（母体保護法）改正 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正（平成11年施行） ・「介護保険法」公布（平成12年施行）	
1999 (平成11年)	・女性差別撤廃条約選択議定書採択	・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・ポルノ禁止法）公布・施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「労働者派遣法」改正 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ・「少子化対策推進基本方針」決定 ・「重点に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）策定	

年	国連の動き	日本の動き	南島原市の動き
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）：「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・国連安全保障理事会：「女性・平和・安全に関する決議第1325号」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）公布・施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	
2001 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局（内閣府）設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）公布・施行（一部平成14年施行） ・「男女共同参画週間」スタート ・「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	
2002 (平成14年)		・「育児・介護休業法」改正（仕事と家庭の両立支援策の充実）	
2003 (平成15年)		・「母子及び寡婦福祉法」等改正（母子家庭等の自立促進） ・「少子化社会対策基本法」公布・施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	
2004 (平成16年)		・「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の充実） ・「育児・介護休業法」改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（平成17年施行）	
2005 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催	・「刑法」等の改正（人身売買罪の新設） ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成18年)		・「労働安全衛生法」等改正（労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等） ・「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大）（平成19年施行）	・「南島原市男女共同参画推進懇話会」を設置
2007 (平成19年)		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）改正（平成20年施行） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）改正（平成20年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「人権・男女共同参画室」を設置 ・男女共同参画の推進体制の整備を図り、同懇話会や長崎県男女共同参画推進員などが中心となり、講演会やセミナーを開催

年	国連の動き	日本の動き	南島原市の動き
2008 (平成20年)	・国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号」採択	・「女性の参画加速プログラム」決定 ・ILO条約勧告適用専門委員より勧告（男女同一価値労働同一報酬の原則規定のための法改正措置等） ・「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正（平成21年施行他）	・「南島原市男女共同参画計画」策定
2009 (平成21年)	・UNIFEM（国連女性開発基金）（現UN Women）日本事務所開設 ・国連安全保障理事会：「武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議第1888号、1325号の実施加速に向けての決議第1889号」採択 ・ILO第98回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催	・「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等）（平成22年施行他） ・女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 ・APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 ・ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結		・「南島原市女性人材バンク」を設置 ・「南島原市配偶者暴力相談支援センター」開設
2012 (平成24年)		・改正「育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」全面施行	・「南島原市男女共同参画庁内推進会議」を設置
2013 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	・「第2次南島原市男女共同参画計画」策定
2014 (平成26年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行	
2015 (平成27年)		・第4次男女共同参画基本計画策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定（一部平成28年施行）	
2016 (平成28年)		・従業員301人以上の企業等における女性登用の数値目標等を盛り込んだ事業主行動計画の策定と公表が義務付け	・「南島原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
2017 (平成29年)			